

情報公開の推進に関する提言

平成15年9月

千葉県情報公開推進委員会

目 次

情報公開の推進に関する提言

I	あるべき情報公開制度・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	情報公開制度の意義	
2	地方公共団体の情報公開制度	
3	国等の情報公開制度	
4	現在の情報公開制度の問題点	
5	あるべき情報公開制度	
6	知事、実施機関、県職員及び制度利用者に 求められるもの	
II	千葉県における情報公開制度の問題点・・・・・・・・	3
1	開示決定の長期化	
2	異議申立ての堆積	
III	問題点の要因・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	開示決定の長期化	
2	異議申立ての堆積	
IV	改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	公開に向けての制度改革	
2	制度の運用への県民参加	
3	大量請求への対応	
4	大量請求と料金制	
5	異議申立ての処理	
6	既存の大量異議申立ての解決策	
	* 情報公開審査会・情報公開推進会議・情報公開オンブズマン 相関図	
	* 大量請求に関する処理手順	
	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	15

情報公開の推進に関する提言

千葉県情報公開推進委員会

I あるべき情報公開制度

1 情報公開制度の意義

情報公開制度は、民主政にとって不可欠の制度である。行政に主権者たる国民、住民の意思を反映させるためには、その前提として国民、住民に行政情報が開示されていなければならない。正に情報は、民主政における通貨であり、民主政を活性化させるものである。

2 地方公共団体の情報公開制度

昭和57年3月山形県金山町に最初の情報公開制度が発足し、同年に神奈川県が都道府県レベルでは最初の情報公開条例である「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」を制定した。その後、次々に全国の地方公共団体において情報公開条例（ただし、その名称は区々である。）が制定され、平成15年4月1日現在、情報公開条例をもつ自治体は2,937団体に達している。また情報公開の対象は執行機関に限らず、都道府県レベルでは、全自治体が、市区町村レベルでは2,837団体が、議会をも情報公開の対象としている。

千葉県においても昭和63年に「千葉県公文書公開条例」が制定され、平成10年から不開示情報である個人情報についての特例条例が、平成13年4月から現行の「千葉県情報公開条例」が施行されている。さらに知事ら県三役の交際費の執行状況が県のホームページで公開されるようになった。また、平成14年4月1日から「千葉県議会情報公開条例」が施行され、議会の情報公開が行われている。

3 国等の情報公開制度

平成11年5月、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（いわゆる「情報公開法」）が制定され、平成13年4月より施行されている。

その情報公開法の制定を受け、平成13年11月には、同法の実施機関から除外された特殊法人についての情報公開法が成立し、裁判所においても「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱について」（通達）及び「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」により、さらに公益的な性格を有する民間団体においても情報公開制度が実施されている。

4 現在の情報公開制度の問題点

以上、今日情報公開制度は、国、裁判所、地方公共団体、議会、特殊法人、さらに民間においてもその整備が進められている。しかしながら、現在の情報公開制度は、なお、国民、住民が十分に活用できる制度となり得ていないところがある。

情報公開制度が施行されて既に20年の月日が経過しようとしている。
本制度は、今日形式的、建前だけの存在ではなく、国民、住民の知る権利を充足し、民主政を活性化させる制度としての内実を有するものに発展充実させなければならない時期に来ている。

したがって、当委員会は、これからの情報公開制度のあるべき姿として以下の提案をする。

5 あるべき情報公開制度

- (1) 情報公開請求権が知る権利に基づくものであることが条例上明確にされ、知る権利が目的規定に明記されていること。
- (2) 当該条例が徹底した情報公開を目的としたものであることが明らかにされているとともに、その解釈、運用の指針となるガイドライン(手引)の内容も徹底した情報公開を目指すものであること。
- (3) 不開示情報は、必要最小限に止め、広範囲にわたらないこと。特に不開示情報の規定の仕方及び解釈運用は、県民の視点に立ったものでなければならず、公務員や法人の利益を県民の生命、身体、財産の安全、その他の利益に不当に優先するようなものであってはならない。
- (4) 県と関わりの深い出資法人(県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人)の情報公開制度を見直し、改善すること。
- (5) 開示請求手続が簡易かつ廉価であるとともに、その後の諸手続が迅速に行われること。
- (6) 請求に対する不開示決定等の不利益処分については、条例上も実際の運用上も迅速な不服申立手続、救済手続が用意されていること。
- (7) 迅速な開示に対応できる文書管理システムが構築されていること。特に今日のIT社会化の下、開示請求対象文書の特定、開示請求手続、その他の諸手続がオンラインで行えること。
- (8) 制度の運用に関し不断に県民の意見を吸い上げる装置が確保されていること。
- (9) 制度の運用に携わる職員が情報公開制度に対する正確・公正な知識と経験を有していること。そのような知識と経験を習得するための研修等の環境が整っていること。
- (10) 行政情報の公表と情報提供が充実していること。

6 知事、実施機関、県職員及び制度利用者に求められるもの

以上が当委員会の考える、あるべき情報公開制度の基本理念である。真の情報公開制度の確立は、知事を筆頭に各実施機関及びそれに関わる県職員が情報公開制度の民主政における意義を十分自覚し、その自覚に基づいて本制度を解釈運用していく姿勢を不断に示していくことに求められる。情報公開に携わる県職員には、そのような自覚に基づいた責任ある権限の行使が期待される。例えば、千葉県情報公開条例は、その第10条において、公益上の理由による裁量的開示を認めているが、そのような責任ある権限の行使は、情報公開制度に対する深い理解と民主政に対する畏敬の念

がなければならず、そのための研鑽に努める必要がある。

情報公開制度は、従来の行政事務に付け加わった新たな業務であるが、今日、情報公開事務は、他の行政事務に劣らない重要な本務の一翼を担うものとなりつつある。また、ある開示請求がその開示請求者の個人的利益の追求のためのものであっても開示請求されるということ自体が適正な行政事務の遂行のための緊張感を実施機関に与えるのであって、どのような開示請求でも単に個人的利益のためのものにとどまらない面を有している。

他方、本制度を利用する側においても情報公開制度の適正、公平な運用を維持し、制度の発展を図る責務を負っているのであって、その権利を濫用する結果になってはならない。特に県民の負担する税金によって運営されている制度であることについて、県民としての責任を自覚し制度の適正な利用に努めることが必要である。

これからの情報公開制度は、行政と国民、住民とが適切な緊張関係を維持しながら発展させていくことが期待されている。

II 千葉県における情報公開制度の問題点

1 開示決定の長期化

平成13年廃止前の公文書公開条例では、実施機関は公開請求書を受理した日から15日以内に公開・非公開の決定をしなければならないとされていたが(第8条第1項)、やむを得ない理由のある場合の期間延長を認めていた(同条第5項)。しかし同条例は、延長期間を定めていなかった。その結果、大量に請求がなされたこともあって、平成9年度請求分で9年、同10年度分で6年9カ月、同11年度分で8年7カ月、という異常とも言える長期にわたって公開・非公開の決定がなされなかったものがあった。

平成13年施行の現行条例は、開示・不開示の期限を原則30日以内とした上、30日以内に限り延長を認めた。さらに開示請求対象文書が著しく大量であるため上記60日以内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるとする特例延長を認めた(第14条)。その実施状況は、短いもので約2カ月、長いもので約6カ月という状況にある。

2 異議申立ての堆積

行政不服審査法に基づく異議申立ては、平成9年度以来毎年千件単位で行われ(ただし、平成13年度は200余件にとどまる。)、現在1万件を超える異議申立てが未処理のまま堆積している。

行政不服審査法に基づく異議申立ては、本来簡易迅速な権利の救済を目的として設けられた制度であるが、千葉県においては、少なくとも情報公開制度においては、その制度目的がほとんど機能していないといえよう。

Ⅲ 問題点の要因

以上のような本県の情報公開制度の問題点の要因は、概ね以下のような要因によるものと思われる。

1 開示決定の長期化

(1) 組織体制の問題

開示請求に対応する組織の能力を超える大量請求が寄せられたためであるとともに、大量請求に十分適確に対応する組織体制が直ちには取りえなかったためである。

(2) 情報の公表、提供の問題

情報の公表、情報提供が不十分であること。

即ち、本来情報の公表や提供が十分になされているならば開示請求によらないですむはずのものが多数あるため、開示請求が大量になされてしまっているのである。

(3) 開示請求者側の問題

開示請求者の側が開示請求に不慣れなためにその請求者の目的とは関連しない行政文書を大量に請求してしまったり、また特定の行政行為、あるいは県政への不満を解消するために開示請求を行っているという請求もないではない。

(4) 特定の実施機関の問題

特定の実施機関の問題として、県教育委員会に対する開示請求が他の実施機関と比べ際立って多い。例年、全請求の約7割に達しているが、この教育委員会に対する大量の請求が全体としての開示決定の長期化を招いている。

2 異議申立ての堆積

異議申立ての多くは、不開示決定に対するものであるが、これも以下の複数の要因が絡みあって生じた問題である。

(1) 条例上の問題

開示請求者の視点からみれば、不開示事由が広すぎるため、それが受け入れることができずに異議申立てを行っている。

(2) 条例の解釈・運用の問題

条例の解釈・運用について実施機関と請求者の意見が対立しているため異議申立てを行っている。

(3) 審査会の問題

異議申立て件数に対して、本県の審査会の体制は当初不十分であった。現在1部会4名の委員による2部会制をとっているが、さらなる強化を検討すべきである。

(4) 異議申立ての方法又はその処理方法に問題がある場合

請求対象文書の内不開示情報ごとに異議申立てを行ったために異議申立て件数が請求件数の十倍前後になり、その結果処理が困難となっている。また、同種の行政情報であるにもかかわらず、形式的に独立別個

の異議申立てとして対応、処理されていたため、効率的な処理が困難となっている。

なお、以上の諸要因のうちには、現在は改善された部分があるが、一層の処理上の工夫が求められる。

(5) 特定の実施機関の問題

開示決定の長期化で指摘した教育委員会における問題は、異議申立ての堆積問題でも同様である。教育委員会の決定に対する異議申立ては、多い年は、全異議申立てのうちの9割を占めたこともある。

以上のような諸要因を考慮し、以下そのための対応策を提案する。

IV 改革の方向性

本県の情報公開制度における問題点とその要因については、上記に述べてきたとおりであるが、これらを解消し、情報公開を一層推進するためには様々な側面からの改革が必要である。

以下に改革の方向性を提言する。

1 公開に向けての制度改革

(1) 知る権利の明記

現行条例（＝「千葉県情報公開条例」）では、その前文に知る権利が明記されてはいるが、前文の法規範性については争いのあるところであり、必ずしも個別の条項の解釈・適用の指針となることに意見の一致を見ない。

また、開示請求権は、県民の「知る権利」を保障するものであり、情報公開制度の制度目的がその知る権利に奉仕するものである以上、その旨を目的規定で明らかにすべきである。

そこで、条例の目的規定（第1条）に知る権利を明記し、開示請求権が県民の知る権利を尊重するものであることを規定すべきである。

(2) 個人情報の規定

現行条例においては、個人情報に関する不開示情報について、「特定の個人を識別できるもの」としていわゆる個人識別型を採用している。

これは、個人のプライバシーを最大限に保護する必要性から、その概念が法的にも社会通念上も未だ明確になっていない状況のため、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別できる情報を不開示としたと説明されている。

しかしながら、プライバシーをめぐる裁判例も多数存在する現在において、本来の保護法益を超えて特定の個人を識別できる情報を不開示としていることは、不開示情報の範囲が広くなりすぎており、情報公開制度の利用者からみれば、少なからず不満のあるところである。また、本

県の情報公開制度の年次報告によれば個人情報が開示とされる割合が高いことから、大量の異議申立ての原因とも考えられるところである。

そこで、個人識別型からいわゆるプライバシー保護型へ移行すべきであり、条文としては個人識別型を採る場合であっても、不開示情報の範囲をプライバシー保護型に準じて限定すべきである。

(3) 公務員情報と個人情報

現行条例において、個人識別型の不開示情報の例外として公務員の職務の遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分を開示すべきものとしている。

また、特例条例（＝「千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例」）により、県の職員の名氏及び食糧費の支出を伴う懇談会等に係る出席者の名氏等を開示している。

この特例条例は、具体的な開示・不開示の判断を行わず該当情報を一律的に開示するものであり、これまで本県における情報開示度を高める役割を果たしてきたことは否定できない。

しかしながら、該当情報の開示が特例的であるとする扱いは原則開示の現行条例のもとでは、運用面で弊害を生じること懸念され、法体系の面でも重層的であり好ましくない。

そこで、千葉県職員に公務に係る情報は、職氏名・職務内容とも原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止し、その内容を現行条例と一体化させるべきである。

(4) 不開示理由記載のあり方

解釈運用基準（＝「情報公開事務の手引」）によれば、不開示情報が明らかにならない限度でできる限り具体的に記載しなければならないとされている。

実際の運用では、不開示とする根拠規定、適用部分（理由）と不開示情報の項目が特定できる程度が記載される場合が多い。

不開示理由は、請求者が異議申立てを行うかどうかについて、的確な判断をするために必要不可欠な事項であるが、現在の運用がその意味で十分であるとは言い難く、安易に定型的な記載となる傾向がある。特に不存による不開示決定の理由記載は不十分なものが多く見受けられる。

しかしながら、実施機関が今以上に個別具体的な不開示理由を記載することは、判断基準の集積、整理が必要であることも事実であろう。

そこで、不開示理由の記載については、より具体的な判断基準の集

積、整理を行い、請求者に対して必要十分な記載を行えるよう努めるべきである。

なお、この趣旨の判例としては、最高裁判所平成4年12月10日判決（平成4年（行ツ）第48号）があり、この判例に則って不開示理由を記載すべきである。

(5) 存否応答拒否処分の基準の明確化

存否応答拒否処分は現行条例において制度化されたものであるが、請求のあった文書が存在するか否かも答えないというものであり、部分開示等の場合と比較して、処分に対する救済が困難となる側面がある。

したがって、この制度の濫用が許されないことはいうまでもなく、適用される範囲はごく限られた場合に限定されるべきである。

現行条例では、存否応答拒否できる場合を「行政文書が存在しているか否かを応えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」として、解釈運用基準では各不開示情報に応じて5つの具体例を例示している。また、平成13年度、14年度の2ヵ年で10件の適用事例があることは、その適用が必要以上に広範囲にわたっている印象を払拭しきれない。

そこで、存否応答拒否処分の適用範囲を①特定個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される場合や②犯罪の予防、捜査に支障をきたす場合などに限定すべきである。

また、濫用の歯止めとして、上記①、②以外の事由で適用する場合には、情報公開オンブズマン（後述）との事前協議を要件とするなどの手続を検討すべきである。

(6) 審議会等の公開の推進

本県における審議会等の数は、要綱等により設置されたものを含め、平成14年8月現在232に上っているが、このうち会議を非公開としているものは約70%に達し、会議録まで非公開とするものも約40%存在する。

一層の情報公開を進めるようとするときに、審議会等の会議や会議録の公開度が向上しないことは、大きな問題点として指摘せざるを得ない。

これまで、審議会等の公開については設置目的や審議内容等を勘案して当該審議会等で決定するものとされてきたが、県では新たに「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を定め、原則公開の姿勢を打ち出したところである。

しかしながら、これはあくまで「指針」として定められたものであり、その規範性は極めて弱いと言わざるを得ず、一層の情報公開の推進のためには、原則公開の趣旨を条例上明記する必要がある。

そこで、審議会等の会議の原則公開を条例上明記するとともに、会議の開催の周知や会議録の作成等についても、運用面の定めを整備すべきである。

(7) 情報提供の一層の推進

県政への県民参加を促進するためには、県民が欲しいと望む情報を開示請求を行うまでもなく、適時に手に入れることができるように、県が保有する情報の積極的な提供を推進して行くことが必要であり、これは、結果として大量請求の減少にもつながる重要な施策である。

現行条例は第27条で、実施機関が情報提供施策の拡充に努めるべきことを規定しており、県ではこれに基づき「県政情報の公表に関する要綱」や「行政資料有償頒布実施要綱」を定め、平成13年度から文書館行政資料室において県の重要な基本計画や主要事業の状況等の県政情報の公表や行政資料の有償頒布を実施している。

しかしながら、「県政情報の公表に関する要綱」により提供される情報は平成14年度で500件に満たない状況であるうえ、単一の施設による公表であることから、決して十分なものとは言えず、インターネットによる情報提供も各実施機関の判断により行われており、さらに有効な情報提供の施策を構築する必要がある。

そこで、情報提供の一層の推進を図るため、組織的・統一的に有効な情報提供施策を構築すべきである。

また、開示請求に応じて開示された行政文書を、それ以後、閲覧に供するなどの施策も併せて推進すべきである。

(8) 知事の姿勢の明確化

堂本知事が就任以来、「徹底した情報公開」を政策の柱として打ち出し、交際費のホームページによる公表や予算編成過程の公表など、限界事例について公表を推進してきたことは評価すべきことである。

しかしながら、現行条例の運用面で依然として公開度が低いとの指摘があることも事実である。

そこで、類例のない事案や限界事例について、知事が自ら開示・不開示の方向性を示して、一層の情報公開の推進に努めるべきである。

また、情報公開審査会や情報公開推進会議(後述)が制度改善を知事に適時に提案できる仕組みを設けるべきである。

2 制度の運用への県民参加

(1) 情報公開推進会議(仮称)の設置

情報公開制度の適正・円滑な運用を行い、情報公開をさらに推進して行

くためには、制度利用者である県民の意見を取り入れて行くことが必要と思われる。

現在、制度の運営に関する重要事項の調整を行い、制度の在り方に関する基本的事項の協議を行う組織としては「千葉県情報公開・個人情報保護運営委員会」があるが、庁内組織であり県民の参加を認める形とはなっていない。

そこで、情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。

メンバーとして、学識経験者、県民を入れるべきである。

その際、情報公開制度を現実に利用している県民をも入れるべきである。

なお、県議会議員をメンバーに入れることについては、制度の改善について県議会に意見を反映させる仕組みとして望ましいとする意見と、千葉県議会情報公開条例に係る当事者性等から消極的な意見の両論がある。

(2) 情報公開オンブズマン（仮称）の設置

本県の情報公開制度の円滑な運用の阻害要因となっている大量の異議申立ての堆積等の問題は、制度的な問題よりも開示請求事案の処理における運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等からトラブルに発展した結果と見ることもできる。

開示請求者と実施機関等とのトラブルを未然に防止するためには、両者の言い分を公平な立場で聴取でき、調停機能を有する第三者機関を設置することが必要と考えられ、申立てのあった事項について情報公開の運用面の改善等に活かして行くことが、情報公開の推進のために有効であると思われる。

そこで、申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

「情報公開オンブズマン（仮称）」は調査検討の結果、改善が必要と認めたときは実施機関又は開示請求者に所要の改善措置を求めるとともに、「情報公開推進会議（仮称）」の構成員として一般的な制度改善が必要な場合には「情報公開推進会議（仮称）」に提案するものとする。

「情報公開オンブズマン（仮称）」は、情報公開制度について知識、経験を持つ弁護士等の学識経験者が望ましい。

3 大量請求への対応

(1) 文書管理システム等の充実

大量請求は文書管理と表裏の関係にあり、開示請求者は自身で知りたい情報に係る行政文書を容易に特定できないために、大量請求につながっている側面があり得る。

現在、行政文書分類表及び行成文書目録の写しを総合窓口及び出先機関窓口に備え置いているが、検索の利便性が十分でなく、活用されているとは言い難い。

そこで、IT化を進めインターネットのホームページ上で検索できるようにするとともに、保存期間の見直しをはじめ、文書管理の在り方の改善を検討すべきである。

なお、平成15年度からは行政文書目録を電子データ化し、インターネットのホームページ上で検索できる「行政文書目録閲覧システム」を稼動予定であるが、開示請求者の検索の利便性向上のためには一層の充実が必要である。

また、検索の利便性と並んで、窓口において実施機関と開示請求者が相互を信頼し、行政文書の特定に努めるシステムを整備することが重要である。

(2) 大量請求への対処

本県は全国的に見ても請求件数が多く、上位10名による請求が全体の約80%を占めるなどの特異性がある。

上位者による請求は、請求回数が多いことに加え、「・・・に関する一切の文書」という網羅的な請求が認められ、結果的に特定される行政文書の件数が大量になるケースが多い。

現在、「大量請求」とはどのような請求を指すのか明確な基準がないが、著しく大量の請求があった場合には、他の開示請求者の請求に係る開示事務が影響を受けたり、実施機関の通常業務が著しく圧迫されるという問題が発生する。

大量の請求で問題とすべき類型は以下のように分類が可能であるが、現行条例第6条に規定する権利濫用の禁止の規定を適用した事例はない。

○ 意図的大量請求

対象文書を限定してほしいとの実施機関の要望に応じないで、合理的な理由なく敢えて大量請求を行う場合

○ 害意ある大量請求

実施機関の事務遂行能力を減殺する目的や特定の個人を誹謗、威圧

攻撃する目的で請求を行う場合

これらの大量請求があった場合、現行条例の適正運用が阻害される可能性が大きく、何らかの対処方法の必要性が認められるところである。

そこで、条例上、大量請求を理由とする開示請求の拒否処分を認める可能性を検討すべきである。

この際、拒否処分が恣意的になされないよう、手続面を整備した「特別条項」（情報公開オンブズマン（仮称）の関与、開示請求者からの意見聴取等）を置くことを検討すべきである。

なお、どのような請求が「大量請求」に当たるかの具体的な例示を示すとともに、「知る権利」を制限するという意味で例外的なものであることを明記し、慎重な運用が求められる。

4 大量請求と料金制

現在、開示に関する手数料は徴収しておらず、写しの交付に際しての複写料金を実費として徴収しているのみである。

本県における情報公開制度には、現在、開示期限が長期化していること、大量の異議申立てが堆積していることなどの問題があることは、上記のとおりであり、その要因の一つとして、一部の請求者による大量の開示請求が行われていることがあるというべきである。

この大量請求を抑制する意味で手数料を賦課することも一つの方法と考えられる。

また、情報公開事務に年間約4億円の経費が費やされている現状がある。

手数料徴収については、まず、請求一般に新たに手数料を課すことについては、情報公開制度の活用には制限を加えるものであり、認められない。

したがって、手数料賦課の対象は大量請求に限って行わなければならないが、大量請求とそれ以外の請求との区分けの基準の設定、運用は困難であり、ややもすると一般の請求に制限を加えかねず、この問題点を解消しない限り、料金制によって大量請求を抑止することはできない。

また、3(2)に述べた大量請求に対する拒否処分の制度と、料金制による抑止は互いに競合するものであり、いずれかの制度を採用した場合には、他方の制度は導入するべきではない。

5 異議申立ての処理

(1) 裁決・決定の迅速化

異議申立てに対する決定は附属機関として設置されている千葉県情報公開審査会の答申を受けて行わなければならないが、大量の異議申立てが行われていることもあり、諮問から答申までに長いもので4カ年を超える期

間を要する状況である。

平成14年度から情報公開審査会委員を増員し、2部会制にするなど審議の促進を図り効果をあげているところではあるが、異議申立ての速やかな処理を行うためには、情報公開審査会の更なる充実強化を図る必要がある。

そこで、情報公開審査会の充実・強化を図るため委員の増員と常勤化（地方自治法に適合する範囲内）を検討すべきである。また、そのために委員報酬を増額し、適切な処遇を行うべきである。

- (2) 合併審査、審理順番の変更や大量異議申立てに係る審査方式の特例
大量請求や大量の異議申立てに係る審査は、併合して行うための準備等もあり、他の異議申立てが影響を受け実質的な救済を受けられないようになることを防止するため、調整の上、審理の順番を配分している。
しかしながら、大量の異議申立ての処理を進めるためには、併合審査など一層柔軟で能率的な審査方式を採用する必要があると認められる。

そこで、大量の異議申立てや繰り返し部分の審査は、併合審査を一層進めるとともに、簡易な審査で結論を出す運用を行うべきである。
なお、併合した案件や審理の順番については、公表することを検討すべきである。

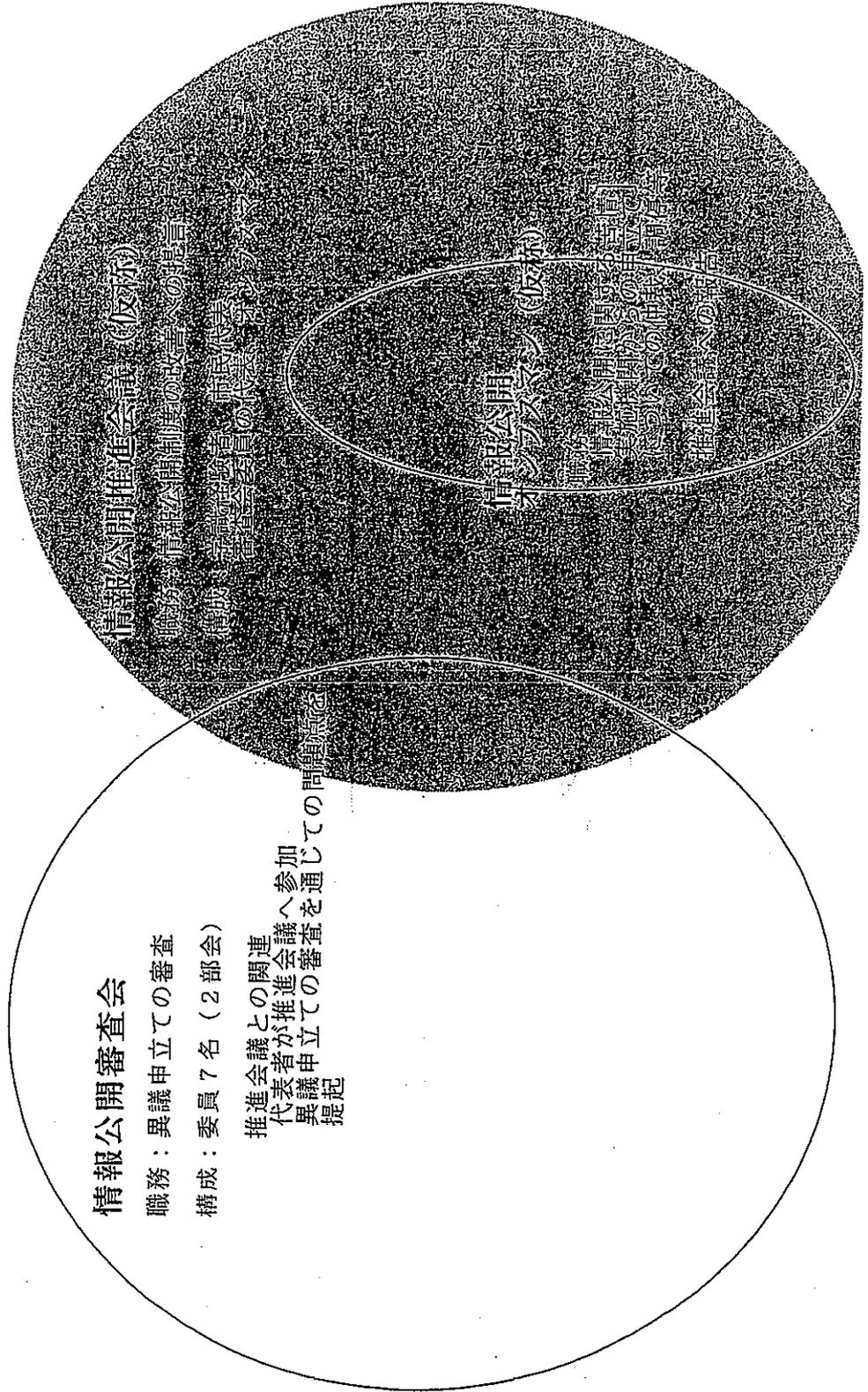
6 既存の大量異議申立ての解決策

情報公開審査会の充実強化や簡易審査による審査の促進を行うだけで、本県が抱える1万件を超える大量の異議申立ての処理を進めるのは限界があると思われ、何らかの抜本的な解決策が必要である。

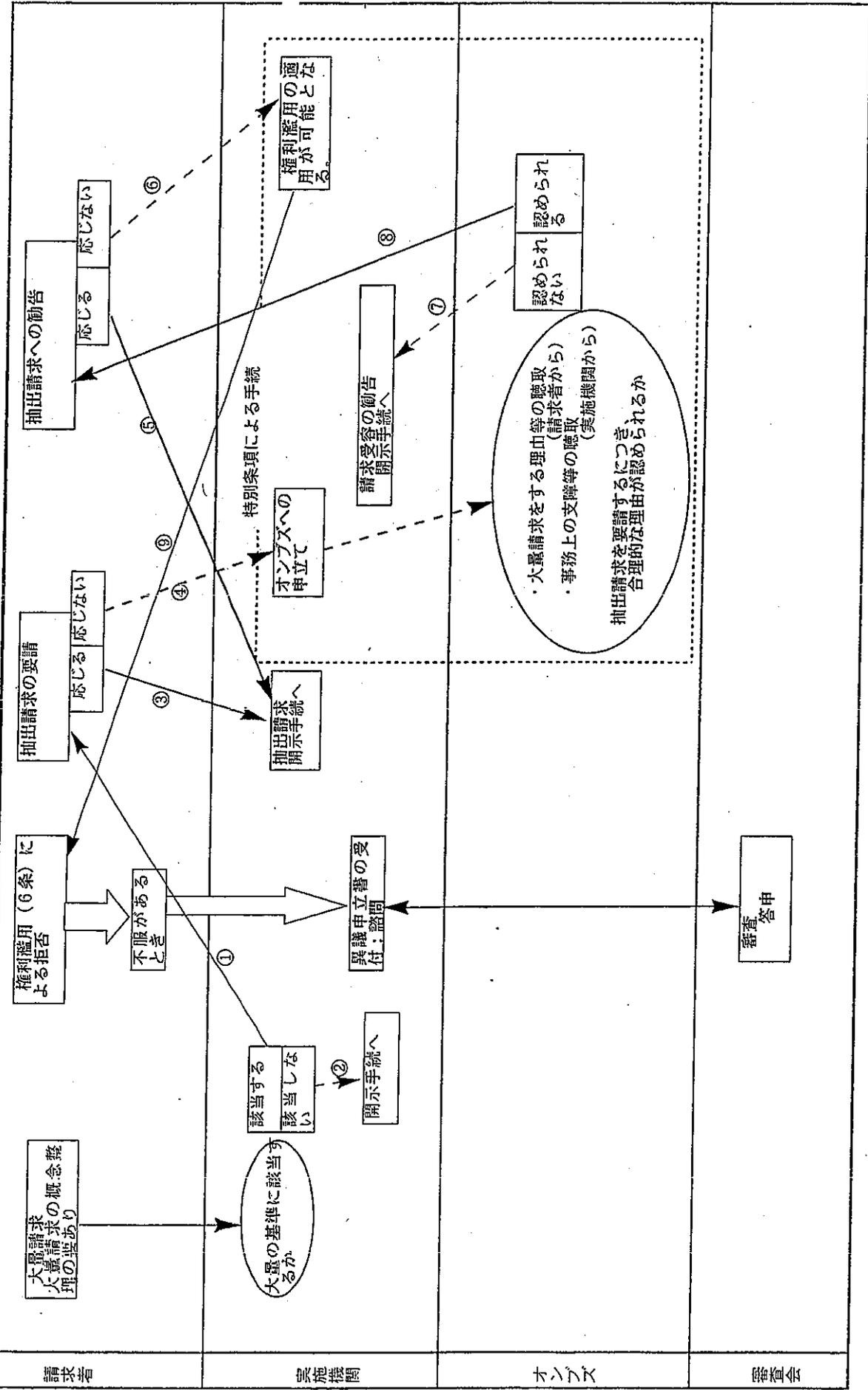
そのためには、異議申立人と実施機関の双方が解決に向けて十分な協議を行うことが現実的で有効であると考え、特に開示請求や異議申立てが集中している教育委員会に見るように、異議申立ての当事者同士での協議には長年の経緯から様々な障害があると思われる。

そこで、新たに設置される「情報公開推進会議（仮称）」や「情報公開オンブズマン（仮称）」などの第三者機関に解決へ向けての整理を依頼し、類似申立ての取下げ等の解決を図るべきである。

情報公開審査会・情報公開推進会議（仮称）・情報公開オンブズマン（仮称） 相関図



大量請求に関する処理手順



参考資料（抜粋）

情報公開推進委員会（第1回）資料	15
------------------	----

千葉県情報公開推進委員会（第1回）資料

平成14年10月18日

目次

1 県の体制

- (1) 本県の情報公開制度の沿革・・・・・・・・・・ 1
- (2) 事務処理体制・・・・・・・・・・ 2
- (3) 事務経費等・・・・・・・・・・ 5
- (4) 文書管理の状況・・・・・・・・・・ 7

2 請求・開示の状況

- (1) 請求件数・請求者数・・・・・・・・・・ 9
- (2) 情報公開窓口の状況・・・・・・・・・・ 11
- (3) 請求の傾向・・・・・・・・・・ 12
- (4) 上位請求者の請求状況・・・・・・・・・・ 13
- (5) 決定・開示の処理状況・・・・・・・・・・ 15

3 異議申立ての状況

- (1) 大量の異議申立て・・・・・・・・・・ 18
- (2) その他特徴的な異議申立て・・・・・・・・・・ 20
- (3) 実施機関における処理状況・・・・・・・・・・ 21
- (4) 審査会における処理状況・・・・・・・・・・ 24

4 情報提供の状況

- (1) 公表の状況・・・・・・・・・・ 28
- (2) 有償頒布の状況・・・・・・・・・・ 31
- (3) ホームページの状況・・・・・・・・・・ 33

5 その他

- (1) 審議会等の公開・・・・・・・・・・ 35
- (2) 出資法人の情報公開・・・・・・・・・・ 38
- (3) 県議会及び公安委員会・警察本部の実施状況・・・・ 40

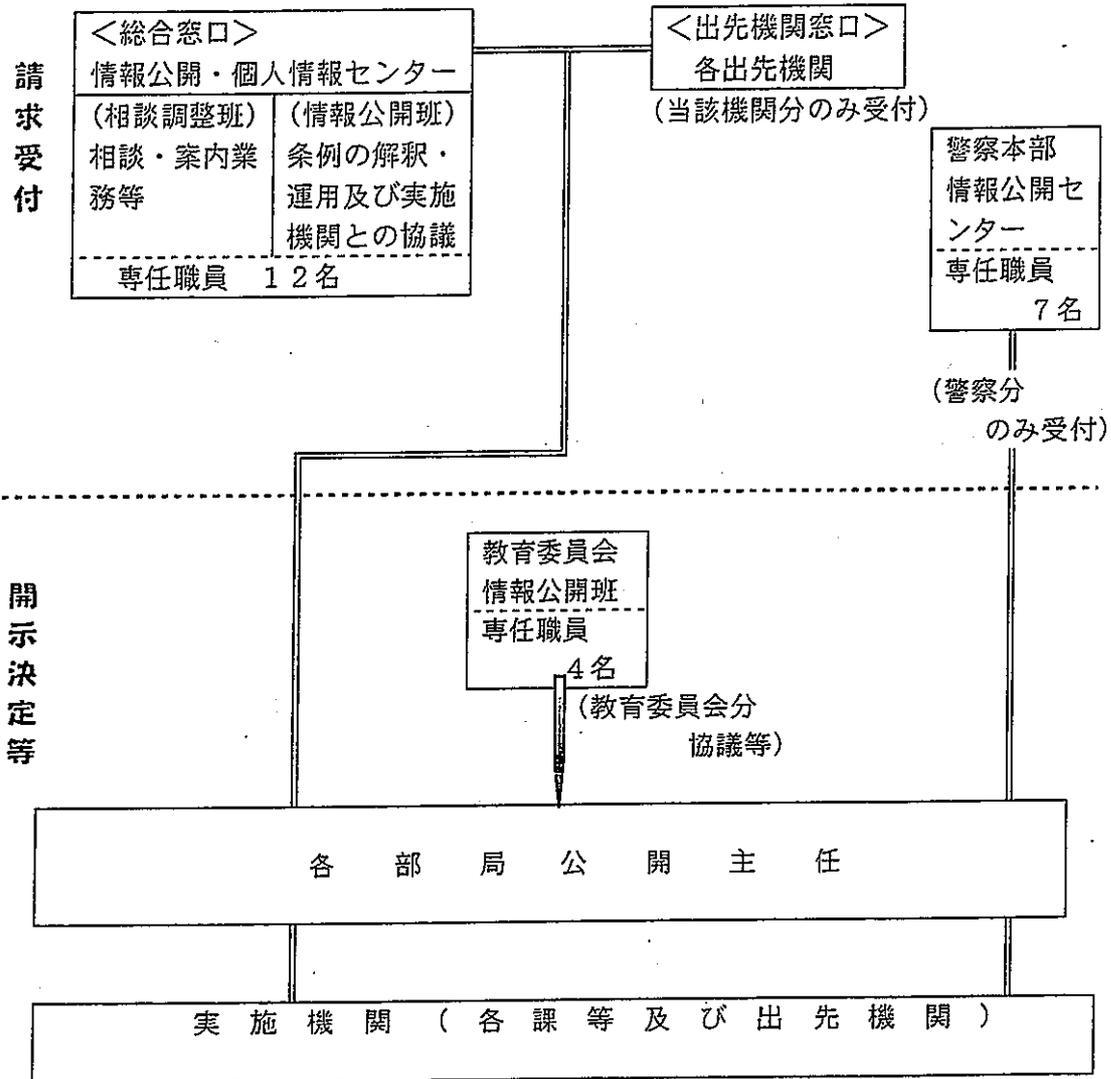
○ 県の体制（本県の情報公開制度の沿革）

1 制度

年 月	事 項	説 明
S 6 3. 1 0	千葉県公文書公開条例の施行	対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立ち上げ。
H 1 0. 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上げ料の債権者の名称等を特例として公開する。
H 1 3. 4	千葉県情報公開条例の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記 ・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大 ・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行は14.4）。 ・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。 ・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。 ・ 出資法人の情報公開を規定（14.4各出資法人において制度立ち上げ）
	行政資料有償頒布実施要綱の施行	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立ち上げ
	県政情報の公表に関する要綱の施行	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立ち上げ
H 1 3. 6	知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施
H 1 4. 4	千葉県議会情報公開条例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立ち上げ

○ 県の体制（事務処理体制）

1 現状



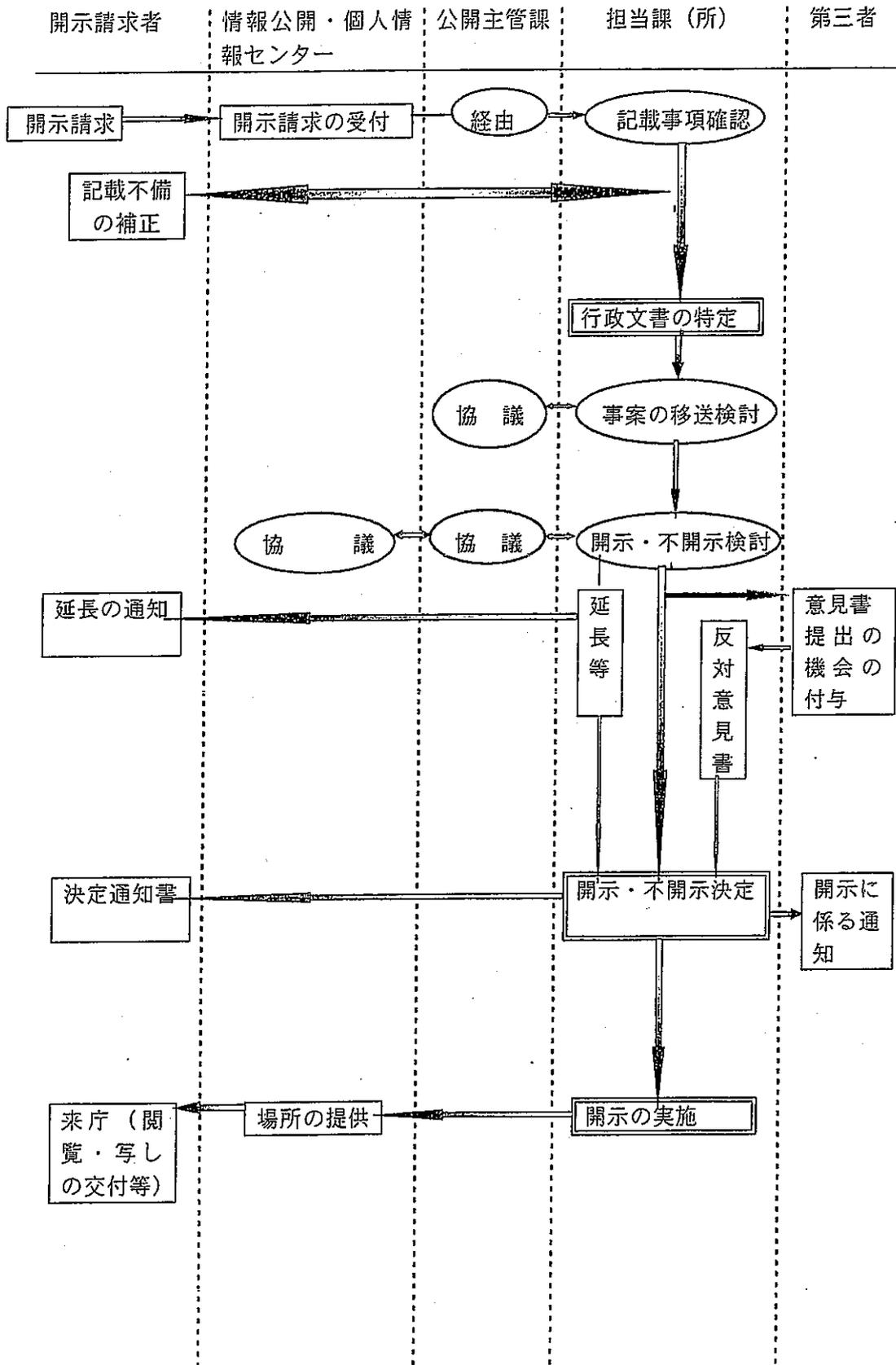
2 各県の専任職員数

千葉県	23名(7)	茨城県	6名(2)	栃木県	8名(2)
群馬県	6名(4)	埼玉県	12名(5)	東京都	32名(24)
神奈川県	16名(9)				

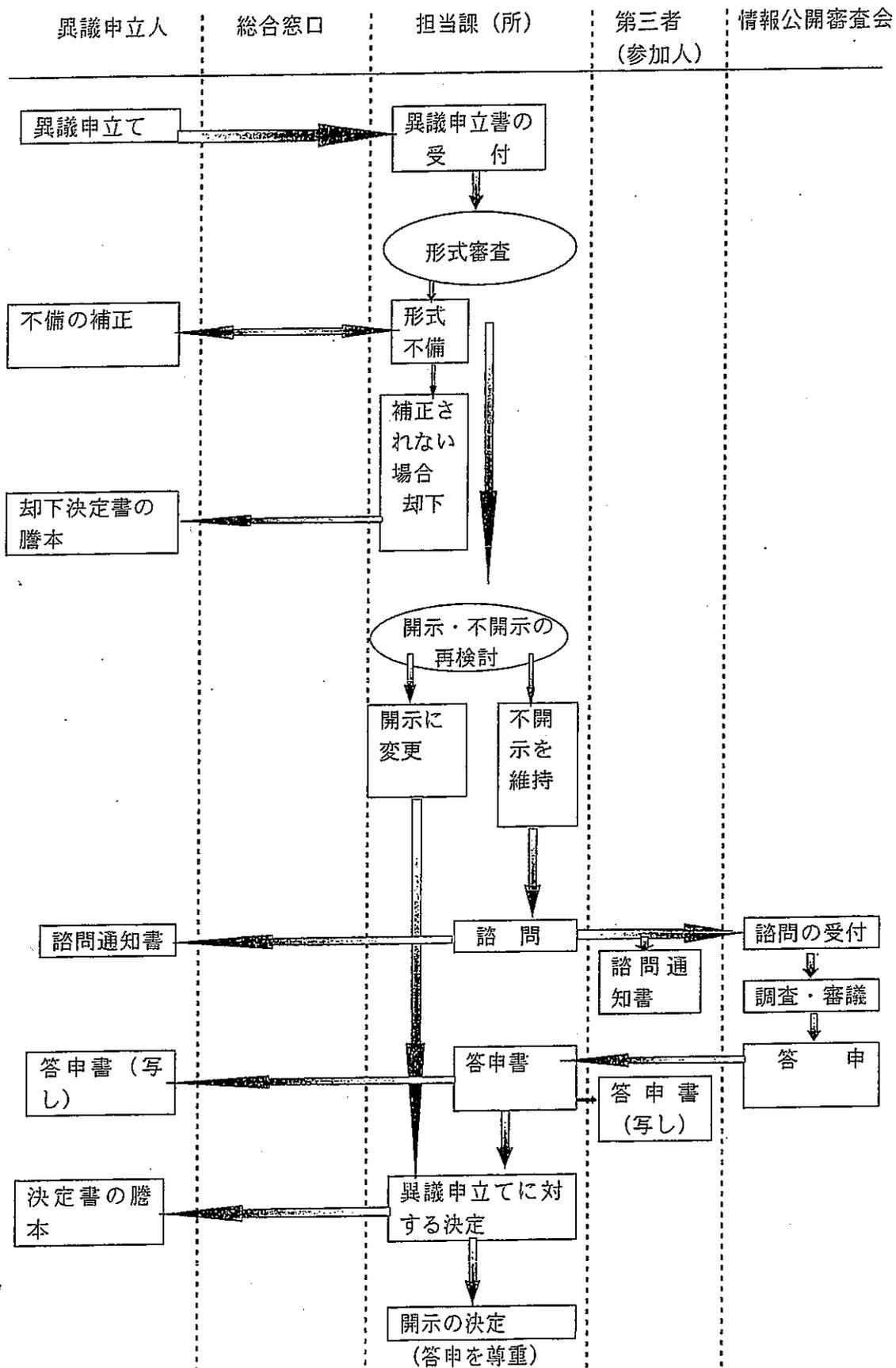
* ()内は警察本部に置かれた専任職員で内数、なお、教育委員会に専任職員を置いているのは千葉県のみ。

3 その他

事務処理フロー・その1 (開示決定まで)



事務処理フロー・その2 (開示請求者から異議申立てがあった場合)



○ 県の体制（事務経費等）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（費用負担）

第19条 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(2) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱

第4 行政文書の開示の実施（抄）

8 写しの交付

行政文書の写し等の交付は、行政文書等の写し等の交付申請書（別記第3号様式）の提出を求め、次により行うものとする。

(1) 略

(2) 費用の額及び徴収の方法

写し等の作成に要する費用は、次のアに掲げるとおりとし、開示請求者の負担とする。この費用はあらかじめ、写し等の種別、枚数等を確認し、次のイに掲げるところにより徴収するものとする。また、開示請求者が郵送による写し等の交付を希望している場合には、郵送用の切手を事前に提出させるものとする。

ア 費用の額

	種 別	規 格	金 額	
①	複写機による単色刷り	A3判まで	1枚当たり	10円
②	複写機による多色刷り	A3判まで	1枚当たり	70円
③	フロッピーディスク	3.5インチ	1枚当たり	60円
④	録音テープ	120分	1巻当たり	340円
⑤	ビデオテープ	120分	1巻当たり	440円

イ 略

2 現状

上記のとおり、写しの交付に係る実費徴収のほかは、開示請求者から手数料等は徴収していない。

現行制度における事務経費については、概ね次のような金額となる。

(1) 専任職員人件費 23名×平均職員人件費 = 222百万円

(給与費8,149千円、共済費1,536千円)

(2) 開示決定等に係る経費 1件当たり費用×件数 = 163百万円

1件当たり費用：(処理時間×時間当たり給料(2,318円)＋事務経費)

合 計 385百万円

3 その他（具体例）

平成13年度の例では、交付する写しの枚数が1件の請求に対して1万6千枚を超えた事例もある。

○ 交付 平成13年7月2日 16,401枚（請求者：県内法人）

（なお、この案件は部分公開のため、交付する写しの作成過程で同数以上の複写物を作成している。）

また、開示請求者は閲覧のうえ、必要な部分だけ写しの交付を求めるという開示方法を選択する場合も多いが、数百枚の複写物を用意しておきながら写しの交付は数枚を求められるという事例もある。

（参考）

平成13年度 写しの交付費用の徴収実績 791,420円

○ 県の体制（文書管理の状況）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（行政文書の管理）

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項についての定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(2) 千葉県行政文書管理規則（抄）

（行政文書の分類）

第9条 文書管理者は、行政文書を系統的に分類しなければならない。

2 分類は第1分類、第2分類及び第3分類の3段階とし、その基準は別に定める。

3・4・5（略）

各課等の文書管理責任者は、分類結果を文書管理電算システムに登録する。

（行政文書の保存期間）

第10条 行政文書の保存期間は、別表に定める基準に従い、長期、10年、5年、3年、2年及び1年の種別によるものとし、保存期間の起算日は、当該行政文書による事務の処理が終わった日の翌日とする。

2（略）

（行政文書の目録）

第11条 文書管理責任者は、所掌事務に係る行政文書の管理を的確に行うため、行政文書（図画及び電磁的記録である行政文書にあっては、保存期間の種別が10年以上のものに限る。）について行政文書目録を作成しなければならない。

2 課及び出先機関の文書主任は、前項の規定により作成された行政文書目録の写しを2部作成し、1部を文書課長へ提出するものとする。

3 文書課長は、前項の規定により提出された行政文書目録の写しを、文書課において、一般の閲覧に供するものとする。

（行政文書の保存）

第12条 行政文書は、それ以外の物と明確に区別して、専用の場所において適切に保存するものとする。この場合において、文書管理責任者は、保存の必要に応じ、当該行政文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の行政文書の種別（文書、図画又は電磁的記録の別をいう。）の行政文書を作成するものとする。

2 常時使用する必要がある文書及び保存期間の種別が1年の文書並びに図画及び電磁的記録は、文書管理責任者が保存するものとする。

3（略）

4 文書管理責任者は、次の各号に掲げる行政文書については、保存期間を経過したと

きであっても、当該各号に掲げる期間が経過するまでの間保存期間を延長するものとする。

(1) 千葉県情報公開条例に基づく開示請求があったもの 千葉県情報公開条例第13条に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間

(2)略

5・6略

2 現状

文書目録は、情報公開・個人情報センターに置き閲覧に供しているが、文書目録は各課等ごとに作成され、量が大量であり請求者が自分の望むものを検索することが容易でないため、ほとんどの請求者は「〇〇〇に関する書類」等の表示により開示請求を行っている。

なお、保存等については、開示請求者等から見直しの要望を受けることもあるが、文書の減量化の面からの検討も必要がある。

3 その他

本県においては、現在まで文書目録の閲覧に関係した要望等は特に寄せられていない。また、大量請求者の中には起案文書リストを要求し、それによって文書を特定する者もいる。

なお、現在、文書検索システムの開発中である。

○ 請求・開示の状況（請求件数・請求者数）

1 制度

千葉県情報公開条例（抄）

（開示請求の手續）

第7条 第5条の規定による開示の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（開示請求書）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

（開示請求権）

第5条 次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

(1) 県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体

(2) 前号に掲げるものの他、次に掲げるもの

イ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ロ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ハ 県内に存する学校に在学する者

(3) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

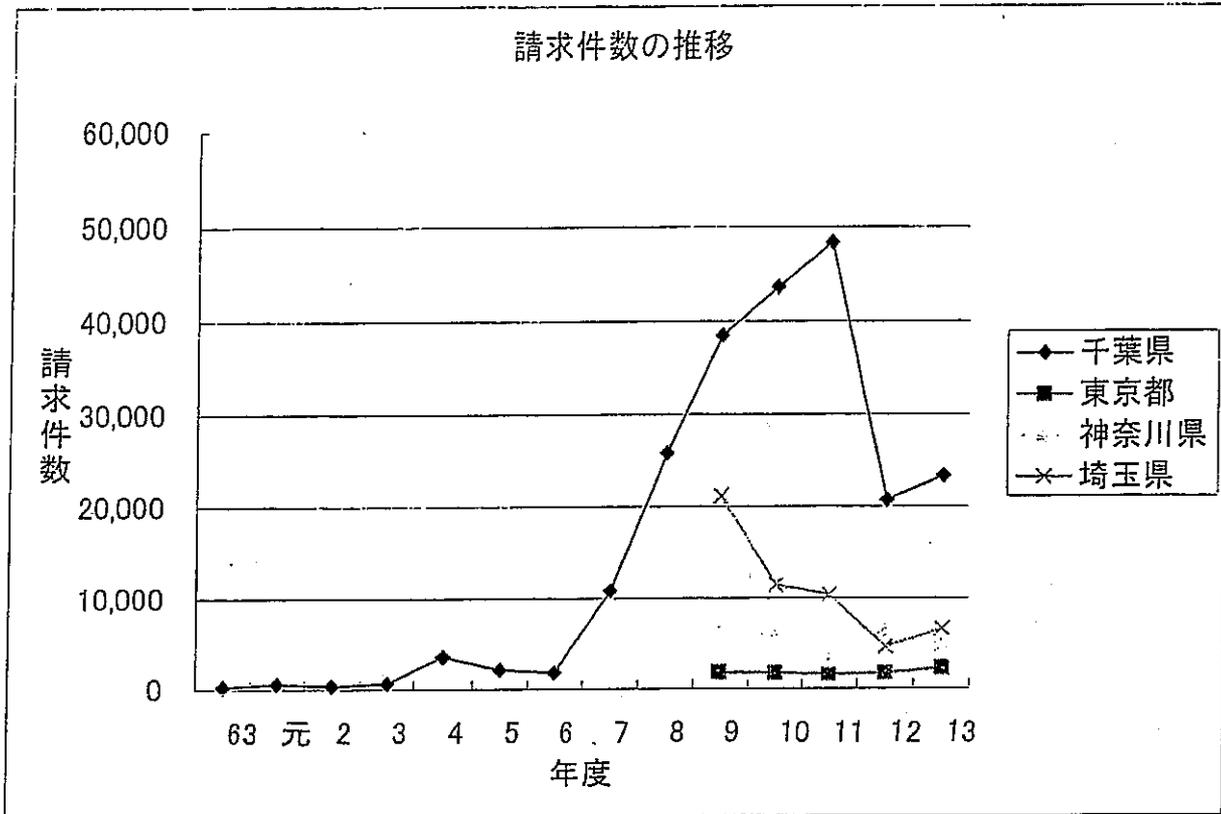
2 現状

（請求件数）	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
千葉県	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331
茨城県	10,461	2,609	5,647	5,229	8,059
栃木県	76,537	1,495	3,047	1,799	5,181
群馬県	2,411	771	451	1,327	2,460
埼玉県	21,141	11,407	10,320	4,577	6,588
東京都	1,812	1,697	1,591	1,703	2,249
神奈川県	6,281	5,823	3,189	6,523	4,808
（請求者数）	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
千葉県 （実人数）	2,487 (172)	4,582 (147)	9,262 (175)	4,195 (215)	4,492 (265)
茨城県	— (—)	— (—)	— (—)	289 (—)	352 (—)
栃木県	90 (—)	72 (—)	87 (—)	119 (62)	150 (87)
群馬県	75 (—)	99 (—)	244 (—)	313 (—)	904 (178)
埼玉県	854 (—)	1,284 (—)	844 (—)	677 (—)	770 (—)
東京都	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
神奈川県	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	906 (—)

※ 請求件数は申出を含む。

東京都は処分件数を1件として計上している。

3 その他 (参考)



○ 請求・開示の状況（情報公開窓口の状況）

1 制度

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(抄)

第2 情報公開窓口の設置等

1 知事が保有する行政文書を開示請求者が簡便な手続で利用できるようにするため、次のとおり情報公開窓口を設置する。

- (1) 総合窓口 総務部文書課（情報公開・個人情報センター）
- (2) 各出先機関窓口 千葉県組織規程第5条に規定する出先機関の文書事務を担当している課等で、各出先機関の長が指定するところ。

2 略

3 情報公開窓口で行う事務

- (1) ア 行政文書の開示等に係る相談及び案内に関すること。
- ウ 開示請求書の受付に関すること。
- カ 閲覧又は視聴の場所の提供及び写し等の交付に関すること。等

2 現状

(1) 請求時の特徴（対応に困難が生じた事例、よくあるケースなど）

- ア 窓口に来庁せず郵送のみで請求を行い、開示も写しの郵送のみを希望するが、内容確認のため記載された連絡先に連絡してもほとんど連絡がつかず、文書の特定等に時間を要する。
- イ 窓口で対応した職員に対し大声をあげる。
- ウ 県及び県職員に対し違法行為を行ったと主張する。
- エ 存在する可能性が極めて少ない文書を請求する。
- オ 請求書の表記が抽象的、あるいは範囲が広すぎるため、対象文書の特定が不可能又は困難であることから補正を求めるが、補正に応じないか、応じたとしても当初の請求とほぼ同じ内容の補正書が返送されるなど、結果的に補正されていない。

(2) 開示実施時の特徴

- ア 数多くの請求をする者から開示日を指定し、当日は遺漏なきよう開示を行うようにという趣旨の文書が送付されてくる。関係課は、その事務事業の執行状況に係わりなく、当該開示事務を最優先で当該指定日に合わせて開示準備を行うこととなる。
- イ 詳細な説明を要求し、開示に長時間を要している。（開示に要する時間が数時間に及び、時間外となることもある）
- ウ 複数の担当課の職員を待機させ、「次、〇〇課」と担当者呼び、監査を行うような態度で開示に臨む。また、担当職員に対し、説明責任を強調し、過去の説明との相違を主張したり、不整合を追求したりする。ときには、始末書を要求することもある。
- エ 開示の対象となる事実と直接関係のない事項に言及し、開示制度に対して苦情をいう。
- オ アからエ等のことから、他の県民が窓口に入りにくい雰囲気がある。
- カ 対象文書の写しの郵送を希望して、開示請求を行ったにもかかわらず、開示決定通知書を送付した後、開示を辞退し、用意した対象文書の写しが無駄となる。
- キ 開示実施日に、何の連絡もなく来庁しない。

○ 請求・開示の状況（請求の傾向）

1 制度

千葉県情報公開条例（抄）

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものはこの条例の目的に即し適正に請求し、行政文書の開示を受けたものはこれによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（開示請求の手続）

第7条 第5条の規定による開示の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。（1）～（3）、（5）略

（4） 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 現状

（1） ○○に関する一切の文書を請求するもの

ア ○月○日付け△△新聞（別紙）に記載された□□に関する文書一式

イ ○月に開催された定例教育委員会会議に関する起案文書を含むすべての文書

ウ 県立学校職員の懲戒処分に関するすべての文書（3年間分）

エ 教育庁が、県立高校に FAX で伝達した内容等がわかるすべての文書

オ ○○に勤務する△△が起案した文書、研修を受講したことがわかる文書、旅行命令票及び復命書（過去10年間分）並びに現在のポストに就任した経緯がわかる全ての文書

（2） 県の行政事務が違法であることを前提に請求するもの

ア ○○課が保有する△△に関し、違法が許されることがわかる書類

イ ○○が○課の間違った決定通知書の発行を是正させなくてよい根拠のわかる書類

ウ ○○町は、××計画を実施せず、地方交付税を国からだましとる刑法の詐欺罪の証拠となる書類及び県が上記違法行為を是正させようとしたことのわかる書類

エ 前例を踏襲している○課長が刑法の職権濫用罪にならないことがわかる書類

オ 国有地を登記簿から抹消した違法行為を隠すため、○年○月○日付けの開示請求書を○課から○課へ転送し決定通知をすることに係わった県職員の名前のわかる書類

（3） 公開事務におけるミス指摘し、これに係る文書等を求めるもの

ア 決定通知書の郵送に伴い、条例の定める手続に違反して、県が特定した開示対象文書が無償で送付した全ての事案にかかる全文書（当然徴収すべきコピー代を、県職員の故意又は過失により徴収しなかった全ての事案の処理状況と金額）

イ 決定通知書に異議申立の教示がない違法を放置してよい根拠のわかる書類

ウ 請求者が説明義務を果たすよう求めたにもかかわらず、十分な説明がされずに行われた公文書公開及び説明義務違反に対する異議申立、抗議文、問合せ書等に係る全ての文書

（4） 反復継続して請求があるもの

ア ○○課職員全員の△月分旅行命令票

イ ○○課が保有する△月分の供覧文書リスト記載のすべての文書

○ 請求・開示の状況（上位請求者の請求状況）

1 制度

千葉県情報公開条例（抄）

（開示決定等の期限）

第13条 開示決定等の期限について、通常の30日以内の決定期間を30日以内に限り延長することができる。

（開示決定等の期限の特例）

第14条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、相当の部分について60日以内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

2 現状

(1) 上位請求者の状況（請求件数）

順位	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
1	11,331	7,748	14,866	3,835	9,666
2	5,078	7,055	9,608	2,521	2,943
3	3,707	4,605	4,481	2,376	1,630
4	3,359	4,335	3,692	2,360	1,611
5	2,769	4,089	3,631	1,937	660
6	2,350	3,440	3,020	1,204	496
7	2,101	2,772	1,291	1,037	459
8	1,153	2,118	1,207	861	440
9	702	1,923	1,055	662	366
10	485	1,719	1,039	338	261
合計	33,035 (86.0%)	39,804 (91.2%)	43,890 (90.8%)	17,131 (82.8%)	18,532 (79.4%)
総件数	38,409	43,625	48,342	20,685	23,331

※（ ）内は合計の総件数に対する割合

(2) 上位請求者の請求内容（主なもの）

- ア ○○課（△△班）が保有するすべての情報
- イ 県立学校及び教育機関等の消防設備保守点検に関する契約業者名、金額、施設ごとの明細仕様書（3年間分）
- ウ 県立学校職員の体罰事件と懲戒処分に関するすべての文書（3年間分）
- エ 教育長が県民から受取った抗議、要請、追求、苦情、提言等に関するすべての文書
- オ ○○課が県立学校に通知したすべての文書
- カ 校長（教頭）候補者の募集及び選考に関する事務、選考結果に関する通知等関連するすべての文書
- キ ○○課が保有する支出負担行為支出伝票（1年間分）

3 延長の状況

	平成11年度	平成12年度		平成13年度
請求件数	48,342	20,685	請求件数	23,331
期間内決定件数	26,158 (54.1%)	13,242 (64.0%)	期間内決定	13,130 (56.3%)
延長件数	22,184	7,443	30日延長	9,548
			特例延長	653

※ () 内は、請求件数に対する期間内決定件数の割合

旧条例下においては、開示請求書受理後15日以内に決定を行い、同期間内に決定することができないときは当該期間を延長できる旨の規定となっている。

(1) その他（特例延長等に係る請求概要）

- ア ○○課が県費で購入し、同課で使用、保管又は管理している物品に関する帳簿類
- イ ○月より○月まで、△△課が起票した□□費に関わるすべての支出負担行為伝票
- ウ ○○課が県民より收受した抗議、要請、意見、質問等の全ての文書
- エ ○○課△△係が関与する文書で他課に合議を求めた全ての文書（10ヶ月分）
- オ 平成○年度のすべての支出負担行為支出伝票（△△課分）
- カ ○○課が管理するすべての公文書（1年分）
- キ 教育庁○○課が保有する事故報告書（2年分）

(2) 延長の主な理由

- ア 同一請求者から同日付で多くの公開請求があり、定められた期間内に事務処理が困難なため、及び他の県民から多くの請求を受けているため。
- イ 請求に係る文書の量並びに検索範囲が広く、また他に多くの請求を受けているなど、定められた期間内に特定を完了し、特定された公文書を公開するかどうか決定することが困難なため。
- ウ 開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、開示、不開示の決定を慎重に行うためには多くの時間を要すること、また、他の県民からも大量かつ多種類に及ぶ請求があり、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるため。

○ 請求・開示の状況（決定・開示の処理状況）

1 制度

千葉県情報公開条例（抄）

（開示請求に対する措置）

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨を決定し、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各号に規定する書面に記載しなければならない。後略。

2 現状

(1) 請求件数及び開示等の実施状況（申出を含む）

年度	分類	請求件数	左 の 状 況					
			開示	部分開示	不開示	取下げ	不存在	却下
平成 9年度	合計	38,409 (100.0%)	10,388 (27.0%)	25,396 (66.1%)	1,563 (4.1%)	30 (0.1%)	1,032 (2.7%)	
	教育 委員会	27,033 (100.0%)	9,448 (35.0%)	15,552 (57.5%)	1,221 (4.5%)	5 (0.0%)	807 (3.0%)	
	知事・ その他	11,376 (100.0%)	940 (8.3%)	9,844 (86.5%)	342 (3.0%)	25 (0.2%)	225 (2.0%)	
平成 10年度	合計	43,625 (100.0%)	9,455 (21.7%)	27,304 (62.6%)	3,700 (8.5%)	10 (0.0%)	3,156 (7.2%)	
	教育 委員会	28,681 (100.0%)	7,330 (25.6%)	15,899 (55.4%)	2,922 (10.2%)	7 (0.0%)	2,523 (8.8%)	
	知事・ その他	14,944 (100.0%)	2,125 (14.2%)	11,405 (76.3%)	778 (5.2%)	3 (0.0%)	633 (4.3%)	
平成 11年度	合計	48,342 (100.0%)	14,526 (30.1%)	27,424 (56.7%)	1,255 (2.6%)	99 (0.2%)	5,038 (10.4%)	
	教育 委員会	36,338 (100.0%)	12,602 (34.7%)	17,903 (49.3%)	1,133 (3.1%)	80 (0.2%)	4,620 (12.7%)	
	知事・ その他	12,004 (100.0%)	1,924 (16.0%)	9,521 (79.3%)	122 (1.0%)	19 (0.2%)	418 (3.5%)	
平成 12年度	合計	20,685 (100.0%)	10,857 (52.5%)	7,938 (38.4%)	524 (2.5%)	37 (0.2%)	1,329 (6.4%)	
	教育 委員会	17,252 (100.0%)	9,269 (53.7%)	6,451 (37.4%)	421 (2.4%)	15 (0.1%)	1,096 (6.4%)	
	知事・ その他	3,433 (100.0%)	1,588 (46.3%)	1,487 (43.3%)	103 (3.0%)	22 (0.6%)	233 (6.8%)	
平成 13年度	合計	23,331 (100.0%)	8,547 (36.6%)	12,820 (55.0%)	1,687 (7.2%)	118 (0.5%)	61 (0.3%)	98 (0.4%)
	教育 委員会	15,722 (100.0%)	6,296 (40.1%)	8,036 (51.1%)	1,273 (8.1%)	45 (0.3%)	20 (0.1%)	52 (0.3%)
	知事・ その他	7,609 (100.0%)	2,251 (29.6%)	4,784 (62.9%)	414 (5.4%)	73 (1.0%)	41 (0.5%)	46 (0.6%)

※ ()内は請求件数に対する割合

年度別決定・開示の状況

平成9年度

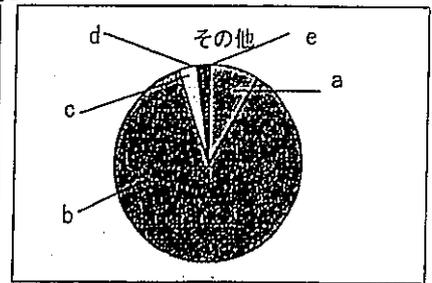
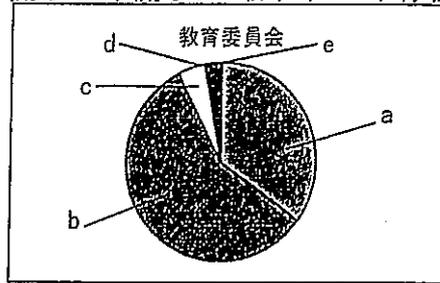
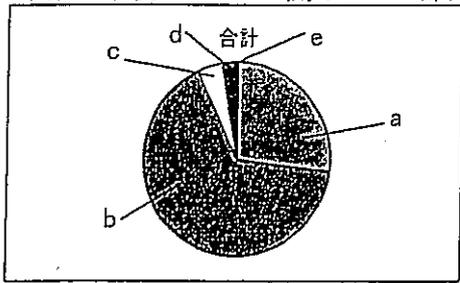
開示a

部分開示b

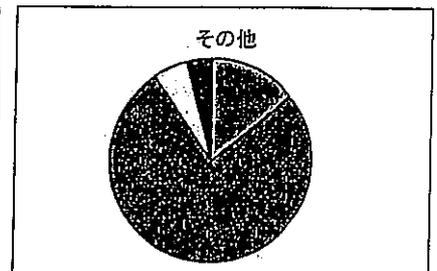
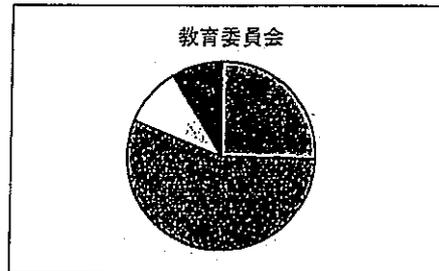
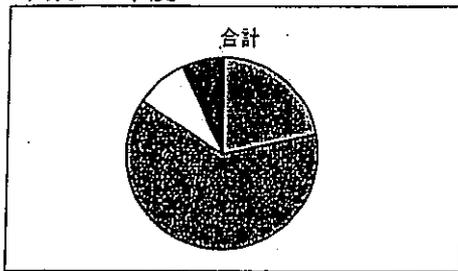
不開示c

取下げd

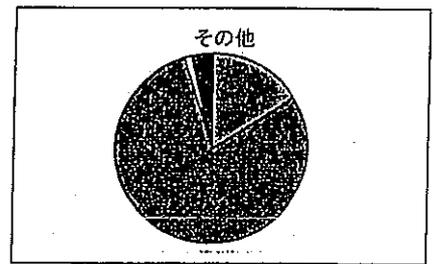
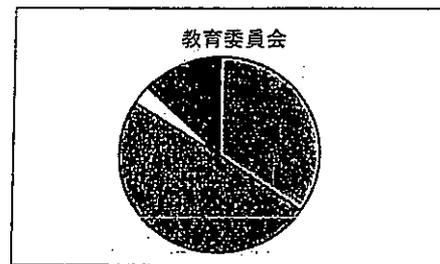
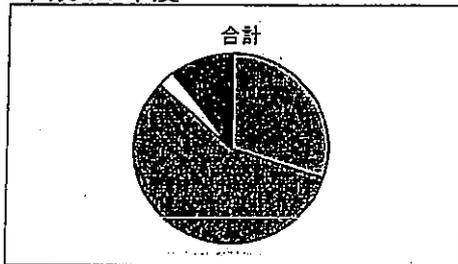
不存在e



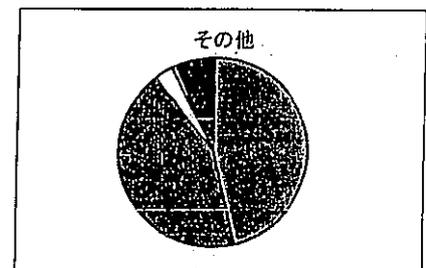
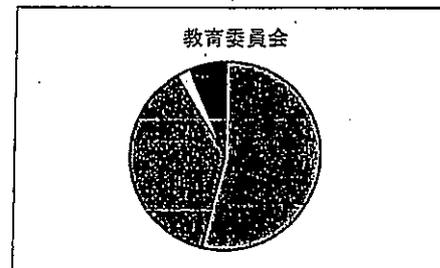
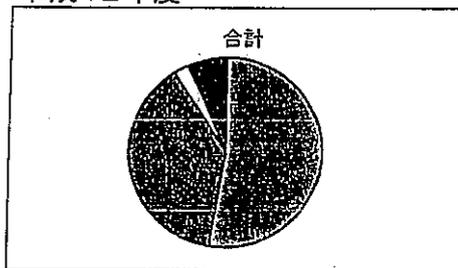
平成10年度



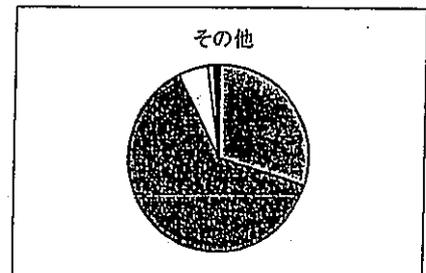
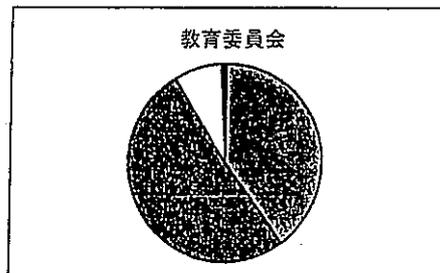
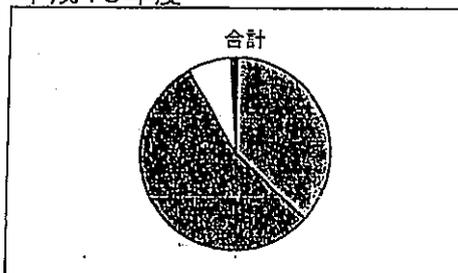
平成11年度



平成12年度



平成13年度



(2) 行政文書の写しの交付に伴う収入

(単位：円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
金額 (枚数×10円)	1,307,450	997,000	641,300	599,691	791,420

※ コピー単価は1枚10円で計算。請求、申出以外に情報提供に係るコピー代が含まれる。
各年度の金額は、情報公開・個人情報センターで扱ったもの。
平成12年度のコピー代は、レントゲン写真の実費を含む。

(3) 電磁的記録の開示状況

電磁的記録は平成13年度から開示請求の対象となり、同年度の実績は2件。

(ビデオテープ、フロッピーディスク各1件)

○ 異議申立ての状況 (大量の異議申立て)

1 制度

行政不服審査法 (抄)

(処分についての異議申立て)

第6条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第1号又は第2号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

- (1) 処分庁に上級行政庁がないとき。
- (2) 処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるとき。
- (3) 前二号に該当しない場合であつて、法律に異議申立てをすることができる旨の定めがあるとき。

(異議申立期間)

第45条 異議申立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内になければならない。

(決定)

第47条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4・5 (略)

2 現状

(1) 年度別、実施機関別異議申立て件数一覧

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	計
知事部局	125	358	1,689	46	20	2,238
教育委員会	502	4,712	916	1,019	187	7,336
その他	638	174	557	4	1	1,374
合計	1,265	5,244	3,162	1,069	208	10,948

(2) 申立人別件数一覧 (上位10人)

	上位10人										その他	計
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
10,649	4,897	2,166	1,220	882	783	470	65	59	57	50	299	10,948

(3) 各県の不服申立て件数一覧

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
千葉県	1,265	5,244	3,162	1,069	208
茨城県	2	5	0	8	14
栃木県	7	2	2	4	3
群馬県	4	13	23	3	3
埼玉県	13	49	5	4	29
東京都	31	36	28	32	48
神奈川県	7	10	17	89	36

3 その他

開示決定等の当否に対する大量とも思われるような異議申立ての具体例は、次のとおりである。

- (1) 平成7・8年度の日々雇用、嘱託に関する決裁文書（人事委員会、教育委員会）の部分公開決定に対し、次のような異議申立てがされた。

(7) 2件の部分公開決定（対象文書92件）に対し、975件の異議申立て

→ 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立てがされたものである。

(1) 1件の部分公開決定（対象文書125件）に対し、590件の異議申立て

→ 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立てがされたものである。

さらに、申立人は、「上記(1)の部分公開決定で非公開とした部分について公開を求めると」の請求をし、当該請求に対する非公開決定に対して125件の異議申立てがされた。

- (2) 支出負担行為支出伝票の部分公開決定に対し、次のような異議申立てがされた。

(7) 知事室、総務課、財政課、文書課等に対し、支出負担行為支出伝票を請求し、各部分公開決定に対し、約1,000件の異議申立て

→ 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立て

(1) 教育委員会各課に対しても同様、数千件の異議申立て

→ 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立て

○ 異議申立ての状況（その他特徴的な異議申立て）

1 制度 ー

2 現状 ー

3 その他

開示決定等の可否に対する異議申立て以外に、次のような類型の異議申立てが見られる。

ア 手続等に対する異議申立て

(7) 開示（公開）日時の指定に対する異議申立て

平成12年3月～4月に、複数人から、それぞれ数十件ないし数百件の決定通知について、あえて申立人が対応できない日を指定しているとの理由で、それぞれ公開の日時の指定を取り消せとの申立てが繰り返された事例があった。

実施機関は、公開日時の指定は行政不服審査法に定める処分に当たらないから、異議申立ては不適法であるとして、その都度却下した。

背景：公開の日時の指定は、従前、請求者と調整の上で指定すると取り扱っていたところ、当該調整に応じないケースが頻発し、公開の実施が行うことができないという状況となった。そこで、事務の取扱いを見直し、事前の調整を経ることなく日時を指定し、都合が悪い場合には請求者から連絡願うことと改めた。

(i) 延長通知に対する異議申立て

「開示請求に係る行政文書が著しく大量である」という理由で延長しているが、「大量」の基準が明確でないとの理由で、延長を取り消せとの申立てがなされた事例があった。

実施機関は、延長通知は処理に時間を要することを通知した事実により、請求権そのものに影響を与えるものではなく、決定期間の延長は行政不服審査法に定める処分に当たらないから、異議申立ては不適法であるとして却下した。

イ その他の異議申立て

(7) 印漏れを捉えた異議申立て

平成12年4月に、実施機関が誤って公印を押印せずに決定通知書を発送したところ、当該決定通知のような怪文書を送りつけたとの理由で、決定を取り消せとの申立てがなされた事例があった。

実施機関は、補正した決定通知書を改めて送付し、申立ての利益はなくなったから不適法であるとして却下した。

(i) 誤字を捉えた異議申立て

実施機関が日付けを誤って（正：平成12年、誤：平成11年）公開決定通知書を発送したところ、虚偽の決定は受け入れられないとの理由で、決定を取り消せとの申立てがなされた事例があった。

実施機関は、本件決定の施行日について誤って記載したことはその到達した日等から社会通念上明らかであると判断して却下した。

○ 異議申立ての状況（実施機関における処理状況）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（審査会への諮問等）

第20条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(2) 千葉県行政組織条例（抄）

（設置等）

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開審査会	千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第20条第1項及び千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第21条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議し、答申すること並びに情報公開制度の運営について、諮問に応じ調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申し、又は建議すること。

(3) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（抄）

第5 異議申立てがあった場合の取扱い（抄）

開示決定等（開示請求を却下する決定を含む。）について、行政不服審査法に基づく異議申立てがあった場合には、次により取り扱う。

- 1 異議申立書の受付
- 2 異議申立ての審査
- 3 開示決定等の再検討

異議申立書を受け付けた場合には、担当課（所）は、却下する場合を除き、当該異議申立てに係る開示決定等（開示請求を却下する決定を含む。）が妥当であるかどうか再検討を行う。

4 審査会への諮問

(1) 諮問書の作成

担当課（所）は、上記3により再検討を行った結果、なお当該開示決定等が妥当であると判断した場合には、公開主管課及び主務課に協議の上、速やかに、次の書類を添えて、諮問書を作成し審査会に諮問する。なお、当該異議申立てを却下する場合及び当該異議申立てに係る行

政文書の全部を開示することとする場合（反対意見書が提出されている場合を除く。）には、諮問の必要はない。

ア 諮問事案の概要

イ 開示請求書（写し）

ウ 開示請求に対する決定通知書（写し）

エ 異議申立書（写し）

オ その他必要な書類（当該異議申立ての対象となった行政文書の写し等）

(2) 諮問をした旨の通知

5 審査会が行う調査への対応

6 異議申立てに対する決定

7 第三者から異議申立てがあった場合等の取扱い

2 現状

未諮問の異議申立て件数一覧

	平成8・9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	計
知事部局	31	341	1,579	43	16	2,010
教育委員会	394	4,709	915	977	151	7,146
その他	615	162	378	0	0	1,155
合計	1,040	5,212	2,872	1,020	167	10,311

3 その他

(1) 諮問に至らない理由（個別の事情があるものは別にして）

異議申立てがなされる場合とは、①そもそも原処分に誤りがあるのではないかとと思われるので申立てをする場合と、②むやみに（又は無意味な）申立てをしているとも思われるような場合とに大別される。

本県における大量異議申立ての特徴として、②のケースが当てはまる。具体的には、対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立てを行っているものが相当数あるからである。

これらについては、類似の案件を集約・整理の上で諮問させる必要があるが、反復・継続して大量に請求を受けている実施機関にあっては、申立ての整理まで手が回らないのが実情である。

(2) 具体例（再掲）

開示決定等の当否に対する大量とも思われるような異議申立ての具体例は、次のとおりである。

ア 平成7・8年度の日々雇用、嘱託に関する決裁文書（人事委員会、教育委員会）の部分公開決定に対し、次のような異議申立てがされた。

(ア) 2件の部分公開決定（対象文書92件）に対し、975件の異議申立て

→ 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立てがされたものである。

(イ) 1件の部分公開決定（対象文書125件）に対し、590件の異議申立て

→ 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立てがされたものである。

さらに、申立人は、「上記(イ)の部分公開決定で非公開とした部分について公開を求めると」の請求をし、当該請求に対する非公開決定に対して125件の異議申立てがされた。

イ 支出負担行為支出伝票の部分公開決定に対し、次のような異議申立てがされた。

(ア) 知事室、総務課、財政課、文書課等に対し、支出負担行為支出伝票を請求し、各部分公開決定に対し、約1,000件の異議申立て

- 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立て
- (イ) 教育委員会各課に対しても同様、数千件の異議申立て
- 対象文書上の非公開部分について、項目ごとに異議申立て

○ 異議申立ての状況（審査会における処理状況）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（審査会の調査権限等）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は不服申立人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。

5 審査会は、前二項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(2) 千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する審議要領（抄）

（部会の設置）

第2条 事案に係る調査審議の促進を図るため、審査会に2の部会を置き、第1部会及び第2部会とする。

2 第1部会及び第2部会は、それぞれ委員長及び3人の委員をもって構成する。

（事案の割り振り）

第3条 事案は、第1部会又は第2部会において調査審議を行うものとし、事案の割り振りは委員長が決定する。（以下、略）

2・3 （略）

4 ……第1部会又は第2部会において調査審議を行うことを決定した事案については、当該部会の議決をもって審査会の議決とみなす。

（調査審議の原則）

第5条 事案に係る調査審議は、原則として、……開示決定等……に係る行政文書又は公文書をもとに行うものとする。

（理由説明書）

第6条 部会……は、……諮問を受けたときは、当該実施機関又は議長に対して、相当の期間を定めて、……理由説明書……の提出を求めるものとする。

（意見書）

第7条 部会は、前条の理由説明書が提出されたときは、……不服申立人及び参加人に対し、その写しを送付するとともに、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

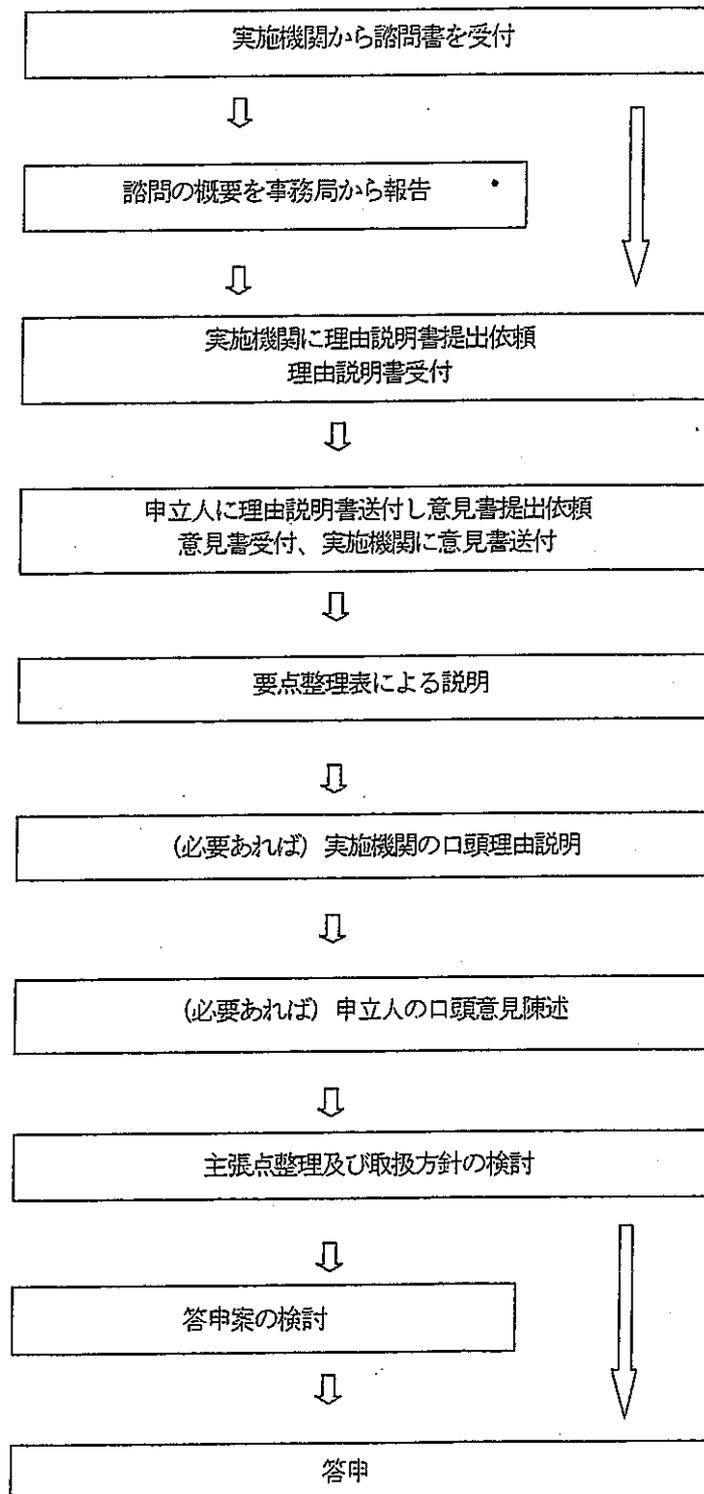
2 （略）

（委員による調査手続）

第11条 部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に・・・行政文書又は公文書を開覧させ、若しくは・・・調査をさせることができる。この場合において、当該委員は、調査の概要を記載した調書を作成し、部会に報告しなければならない。

2 現状

(1) 審査会の通常の処理手順



(2) 年度ごとの答申等件数

年度	区分	諮問 (件数)	左の事務処理状況 (件数)		
			答 申	取下げ	次年度へ継続
	昭和63年10月～	20	17	0	3
	平成2年度	4	3	1	3
	平成3年度	1	4	0	0
	平成4年度	6	2	0	4
	平成5年度	5	3	1	5
	平成6年度	8	5	1	7
	平成7年度	19	4	1	21
	平成8年度	26	6	0	41
	平成9年度	45	5	1	80
	平成10年度	19	5	5	89
	平成11年度	4	8	2	83
	平成12年度	7	11	5	74
	平成13年度	13	13	3	71
	累 計	177	86	20	71

(3) 各県答申件数一覧

県名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	備考
千葉県	5	5	8	11	13	部会制(14年4月)
茨城県	2	7	10	2	5	
栃木県	3	8	1	2	2	
群馬県	4	2	14	16	5	
埼玉県	—	—	—	—	2	
東京都	18	20	18	13	27	部会制(12年1月)
神奈川県	4	5	3	12	40	部会制(12年7月)

(4) 諮問から答申までの期間 (過去5年間に答申したものについて) 各県一覧

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
千葉県	1年11月	2年7月	3年3月	2年8月	4年1月
茨城県	1年6月	1年11月	1年8月	6月	9月
栃木県	11月	1年4月	1年1月	8月	1年2月
群馬県	1年3月	1年3月	11月	6月	5月
埼玉県	—	—	—	—	5月
東京都	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計
神奈川県	1年2月	1年6月	1年8月	1年10月	1年2月

3 その他

(1) 情報公開審査会平成13年度開催状況

	開催日	審議内容	出席委員
1	13. 4. 25 13:30 ~ 16:30	取扱方針の検討 (3件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、藤井委員
2	13. 5. 23 13:30 ~ 16:30	実施機関の口頭理由説明 (2件) 答申案の検討 (1件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、藤井委員
3	13. 7. 6 13:30 ~ 16:30	実施機関の口頭理由説明 (1件) 諮問の概要・要点整理表による説明 (2件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、藤井委員
4	13. 7. 25 13:30 ~ 16:50	実施機関の口頭理由説明 (1件) 答申案の検討 (4件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、藤井委員
5	13. 9. 26 13:30 ~ 16:30	申立人の口頭意見陳述 (1件) 実施機関の口頭理由説明 (1件) 取扱方針の検討 (1件) 答申案の検討 (1件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員
6	13. 10. 24 13:30 ~ 17:00	実施機関の口頭理由説明 (2件) 答申案の検討 (1件) 諮問の概要・要点整理表による説明 (1件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、福武委員、藤井委員
7	13. 11. 28 13:30 ~ 17:10	実施機関の口頭理由説明 (1件) 答申案の検討 (2件) 諮問の概要・要点整理表の説明 (1件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、福武委員、藤井委員
8	13. 12. 26 14:00 ~ 17:30	申立人の口頭意見陳述 (1件) 実施機関の口頭理由説明 (1件) 答申案の検討 (2件)	鶴岡委員長、岩間委員、岡部委員、福武委員、藤井委員
9	14. 1. 23 13:30 ~ 16:30	実施機関の口頭理由説明 (1件) 答申案の検討 (1件) 諮問の概要・要点整理表による説明 (3件)	鶴岡委員長、岡部委員、福武委員、藤井委員
10	14. 2. 28 13:30 ~ 16:20	実施機関の口頭理由説明 (4件) 答申案の検討 (1件)	鶴岡委員長、岩間委員、大友委員、佐藤委員、佐野委員、福武委員
11	14. 3. 27 13:30 ~ 16:40	申立人の口頭意見陳述 (1件) 実施機関の口頭理由説明 (1件)	鶴岡委員長、岩間委員、大友委員、佐野委員、福武委員、藤井委員

(2) 審査会答申による逆転率

	妥当	部→部	非→部	部→公	非→公	計
平成9年度			5			5
平成10年度		2	3			5
平成11年度	1	3	3		1	8
平成12年度	2	3	1	2	1	9
平成13年度	4	9				13
計	7	17	12	2	2	40
	17.5%	72.5%		10.0%		

* 平成9年度～平成13年度に答申のあったものについて、答申年度別に集計したもの

○ 情報提供の状況（公表の状況）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（情報公開の総合的な推進）

第26条 県は、前章に定める行政文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の充実を図り、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（情報提供施策の拡充）

第27条 実施機関は、県政に関する情報を積極的に公表する制度の整備に努めるとともに、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の拡充に努めなければならない。

(2) 県政情報の公表に関する要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第26条及び第27条に規定する情報公開の総合的推進の趣旨を踏まえ、開かれた県政を推進し、県民参加による行政を一層推進するため、県政情報を公表することに関し必要な事項を定める。

（情報の公表）

第4条 実施機関は、次に掲げる事項に関する実施機関が保有する情報については、公開条例第8条に規定する不開示情報に該当するものを除き、これを県民に公表するよう努めるものとする。

（公表の方法）

第5条 前条各号に掲げる情報の公表に当たっては、原則として文書館行政資料室における閲覧によるほか、次に掲げる方法のうち効果的なものにより行うものとする。

- (1) インターネットによる自動送信
- (2) 印刷物の配布又は行政資料の有償頒布
- (3) 県の発行する広報紙誌への掲載
- (4) 県報への登載
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 前条各号に掲げる情報（第4号に規定する情報を除く。）の公表は、情報の発生の都度、適時かつ適切に行うよう努めるものとする。

なお、前条第4号に掲げる情報の公表は、年1回定期的に行うよう努めるものとする。

2 現状

千葉県文書館行政資料室において、県政情報の提供を行っている。

(1) 文書館行政資料室の利用状況

年度	開室日数 (日)	利用者数 (人)	電話照会 (件)	複写枚数 (枚)	
				白黒	カラー
11	273	7,905	1,997	178,313	793
12	265	8,729	2,099	165,222	897
13	273	12,281	3,284	164,274	1,454

* 平成13年度の利用者数は、同年度から施行した有償頒布制度で生じた行政資料の販売者数4,051名を加算したため、対前年度比で著しく増加しているものである。

(2) 県政情報の公表実績 (平成13年度集計)

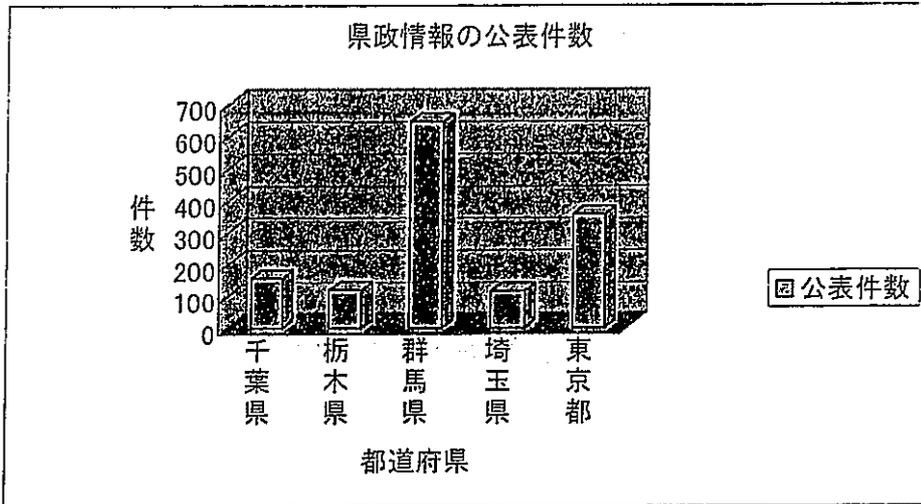
(単位 件)

公表の内訳	件数
県の長期計画その他県の重要な基本計画	4
各種推進本部会議における決定事項	1
地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので、実施機関が定めるものの報告書及び会議録並びに提出資料	54
主要事業の状況	9
県議会定例会等における知事発言等県の施政方針	1
県の組織、県の職員の定数・給与に関する事項	0
環境・保健衛生・防災等県民生活の安全と密接な関係がある事項	26
県民の意識・生活実態等に関する調査結果に関する事項	3
研究・技術・統計に関する資料	3
試験・行事に関する事項	18
その他知事が定める事項	37
試験・行事に関する事項	1
合 計	157

(3) 平成13年度 実施機関別公表件数一覧 (単位 件)

知 事	教育委員会	その他	計
102	44	11	157

(4) 他都県との公表件数比較一覧



3 その他

(I) 行政資料の提供

県や県内市町村が発行した資料を取り揃え、各種の構想、調査報告などの情報を提供している。

(行政資料件数 72,763件)

○ 情報提供の状況（有償頒布の状況）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（情報提供施策の拡充）

第27条（略）

(2) 行政資料有償頒布実施要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「公開条例」という。）第27条の趣旨を踏まえ、県が作成する行政資料の有償頒布を行うことに関し必要な事項を定める。

（行政資料の作成計画の報告等）

第3条 各課局等の長は、行政資料を作成するに当たっては、広く県民に情報を提供するため、原則として公表を前提に作成し、その内容の充実に努めるものとする。

2・3（略）

（有償頒布行政資料の作成及び提供等）

第5条 各課局等の長は、有償頒布行政資料を作成したときは、当該有償頒布行政資料を速やかに文書館長あて提供するとともに、その旨を速やかに文書課長に報告するものとする。

2 現状

有償頒布の行政資料とは、県が作成した事業概要、統計資料、調査報告等の行政に関する印刷物その他の資料のうち、文書課長及び文書館長（以下「文書課長等」という。）が、有償頒布を行うことについて各課局等の長との協議を経て指定した行政資料をいう。

(1) 平成13年度 実施機関別行政資料有償頒布件数一覧（単位 部）

知事	教育委員会	その他	計
24,398	215	186	24,799

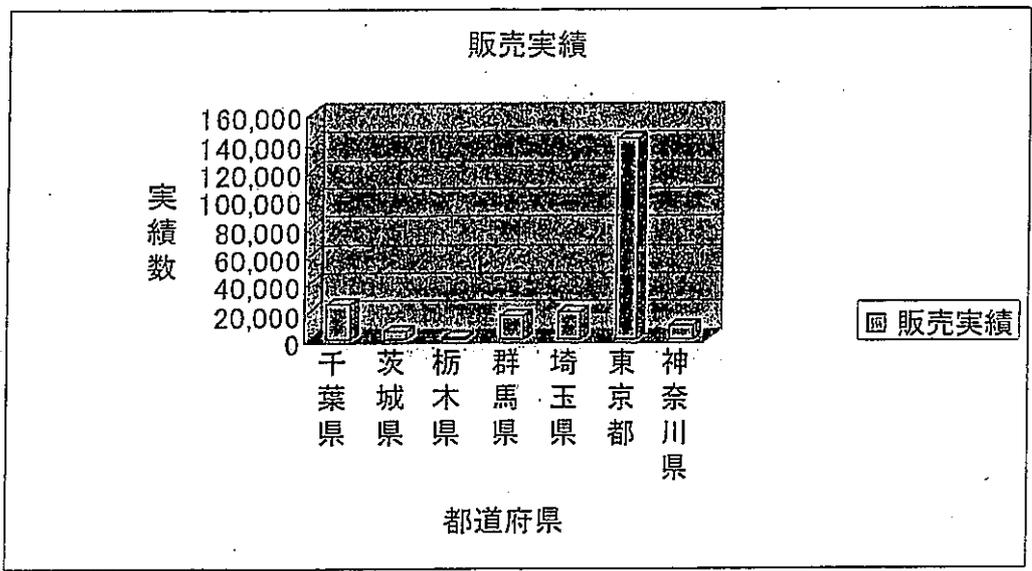
* 総務部の販売実績には職員録19,000冊を含む。

(2) 平成13年度 文書館行政資料販売コーナーでの有償頒布販売実績一覧

資料提供数	販売実績数	販売率%
31,511	24,799	78.69

(3) 平成13年度 他都県との有償頒布販売実績比較

千葉県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県
24,799	4,743	1,745	16,155	19,297	142,241	9,730
健康福祉 ハンドブ ック 社会福祉 施設等一 覧表等	長期計画 白書等	議会提出議 案等	長期計画 白書等	長期ビジ ョン 共同政策 研究等	白書 統計年報 等	事業概要 白書等



○ 情報提供の状況（ホームページの状況）

1 現状

(1) 千葉県ホームページ（平成8年5月28日開設）

ア 日本語、英語の2ヶ国語で各種の情報提供を行っている。

主な内容：県の概要やプロジェクト情報（政策等の紹介）

観光・特産品情報、イベント情報（観光、地場産業の振興等）

県政ニュース、くらしの情報（地域住民の利便性向上）

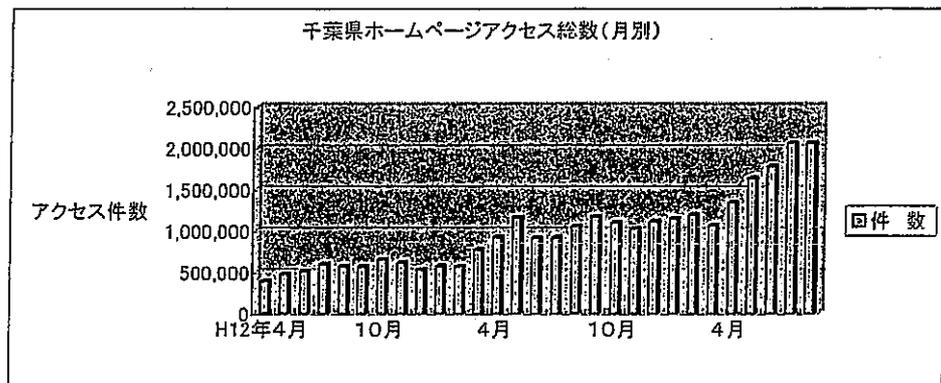
かずさアカデミアパークや工業団地情報（企業誘致）

千葉港のPR（ポートセールス）

イ 情報発信に加え、国内外の各種行政情報や県政に対する意見等の収集を行う等情報の受信も行っている。

(2) 本県ホームページにおけるアクセス件数の推移（月別）

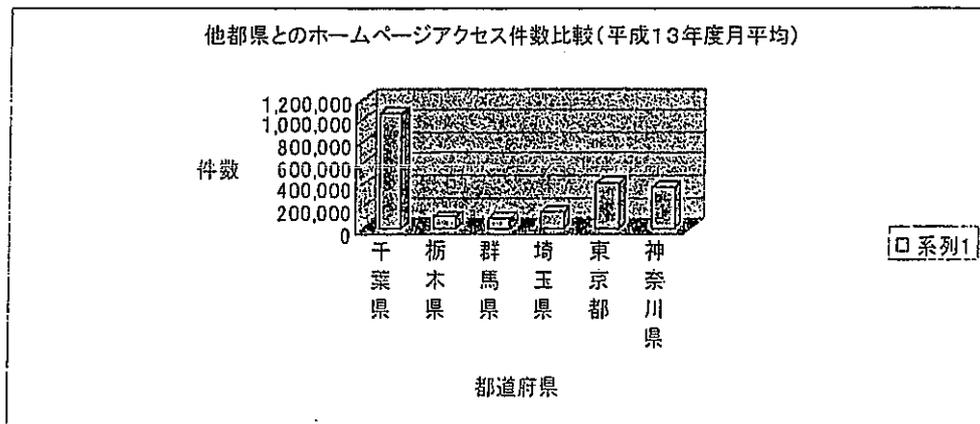
（単位 件）



(3) 他都道府県とのホームページアクセス件数比較

（単位 件）

千葉県	栃木県	群馬県	埼玉県	東京都	神奈川県
1,060,000	110,000	104,000	151,328	415,000	380,000



3 その他

県は以下の通り広報活動を行っている。(実績)

(1) 広報活動の充実

- ① ちば県民だより (毎月1回215万部 県下全世帯、市町村等に配布)
- ② 新聞広報 (毎週月～土年313回 千葉日報一面) 等

(2) 広報番組

① テレビ

- ・「ほっと!HOT!!ちば」、「菜の花人」、「おじゃまします!街角クイズ」、「ちばフロンティア21」(千葉テレビ)
- ・「菜の花流儀」(テレビ東京)
- ・NHK「文字放送」 等

② ラジオ番組

- ・「アミューズメント・キャラバン」、「サタディ・ブレイシング・モーニング」 等

③ その他

- ・ビデオ広報、CATV広報委託 等

○ その他（審議会等の公開）

1 制度

- (1) 「審議会等の設置及び運営等に当たっての基本的な考え方」（平成13年3月16日総務部長通知）（抄）

2 定義

この考え方において、「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関をいう。ただし、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等の中で、次の事項に該当するものは、審議会等から除外するものとする。

- (1) 県職員、関係行政機関職員のみで組織されているもの。
- (2) 関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたもの。
- (3) 表彰等の審査を目的としたもの。

6 審議会等の公開

- (1) 審議会等の会議の公開については、透明性の向上という時代の要請を踏まえた上で、設置目的や審議内容等を勘案して、各審議会等で決定するものとする。
- (2) 審議会等の会議結果等については、千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号）に基づいて、できる限り公開するようにつとめ、非公開とするときは、その根拠を明らかにするものとする。

7 会議開催の周知

公開可能な審議会等は、会議を開催するに当たって、事前にインターネット等を通じて、県民等に周知するよう努めるものとする。

- (2) 県政情報の公表に関する要綱（抄）

（情報の公表）

第4条 実施機関は、次に掲げる事項に関する実施機関が保有する情報については、公開条例第8条に規定する不開示情報に該当するものを除き、これを県民に公表するよう努めるものとする。

- (1)・(2) （略）
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので、実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (4)から(11)まで（略）

2 現状

(1) 平成13年度実績

団体名	審議会等数 (年度末)	会議の公開の状況		傍聴者数 (延べ人数)	備 考
		公 開	非 公 開		
千葉県	231	60	171	—	・群馬県の公開 の状況・傍聴者 数は平成13年 1月から7月の 数値
茨城県	—	—	—	—	
栃木県	134	127	—	—	
群馬県	89	27	2	20	
埼玉県	180	—	—	—	
東京都	258	117	55	—	
神奈川県	113	—	—	—	

注 公開には一部公開も含む。

(2) 県政情報の公表に関する要綱第4条による公表の状況（平成13年度）

- ア 千葉県男女参画推進懇話会条例専門部会 第1回～第7回の議事録
- イ 千葉県情報公開審査会 第73号～第81号の答申
- ウ 千葉県行政改革推進委員会 第18回～第20回の意見の要約、資料
- エ 千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策懇談会 提言
- オ 千葉県環境会議 平成4～10年度の会議録
第18回～第20回の会議録及び会議資料
- カ 環境調整検討委員会 平成4～10年度の会議録
第24回～第32回の会議録及び会議資料
- キ 千葉県土木部・都市部所管国庫補助事業評価監視委員会 第7回資料
- ク 千葉県立関宿城博物館協議会 平成13年度第1回及び第2回会議録
- ケ 千葉県立房総風土記の丘協議会 平成13年度第1回及び第2回会議録
- コ 千葉県現代産業科学館協議会 平成13年度第1回議事録
- サ 千葉県立美術館協議会 平成13年度会議録
- シ 千葉県社会教育委員会 平成13年度会議録
- ス すこやか家庭企画推進会議 平成13年度会議録
- セ 千葉県教育放送専門委員会 会議録

3 その他

審議会等の公開の根拠

団体名	要綱等の名称	制定時期
千葉県	審議会等の設置及び運営等に当たっての基本的な考え方	H13.3
茨城県	定めていない	-
栃木県	附属機関等の設置及び運営に関する要綱 附属機関等の会議の公開に関する指針	H10.7 H10.7
群馬県	審議会等の会議の公開に関する指針	H12.12
埼玉県	附属機関等への県民参加の促進に関する指針	H14.4
東京都	附属機関等設置運営要綱	S62.5
神奈川県	附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱	H7.9

○ その他（出資法人の情報公開）

1 制度

(1) 千葉県情報公開条例（抄）

（出資法人の情報公開）

第28条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 （略）

(2) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（抄）

（出資法人の告示）

第11条 知事は、条例第28条第1項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示するものとする。

(3) 知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（抄）

2 出資法人の基準等

(1) 条例第28条第1項に規定する実施機関が定める出資法人は、資本金、その他これらに準ずるものに占める県の出資割合が25パーセント以上で、かつ、県の出資順位が第1位のものとする。

(2) 知事は、(1)の基準により、条例第28条第1項に規定する出資法人として定めた場合は、当該出資法人の名称を千葉県報により告示するものとする。

2 現状

(1) 出資法人	46団体	知事指定	40団体
		教育委員会指定	4団体
		企業庁指定	1団体
		公安委員会指定	1団体

(2) 実施状況

ア 制度の開始 平成14年4月1日から

イ 開示申出件数及び処理状況（8月末現在）

11法人44件（全部開示8件、部分開示4件、不開示1件、不存在11件、却下20件）

ウ 異議の申出件数及び処理件数（8月末現在）

なし

出資法人の情報公開状況について（平成14年8月末現在）

（単位：件）

申出のあった出資法人	決定件数	開示	部分開示	不開示	不存在	却下
財団法人千葉県史料研究財団						
財団法人千葉県私立学校教職員退職金財団						
社団法人千葉県私学教育振興会						
財団法人千葉県消防協会	1		1			
財団法人千葉県水道サービス協会						
いすみ鉄道株式会社						
東葉高速鉄道株式会社	2				2	
財団法人千葉ヘルス財団						
財団法人千葉県地域ぐるみ福祉振興基						
財団法人千葉県福祉ふれあい財団	5				2	3
財団法人千葉県老人クラブ連合会						
社会福祉法人千葉県社会福祉事業団						
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団						
財団法人千葉県医療センター						
財団法人千葉県動物保護管理協会						
財団法人千葉県生活衛生営業指導センター						
財団法人印旛沼環境基金						
財団法人千葉県青少年女性協会						
財団法人ちば国際コンベンションビューロー						
財団法人千葉県文化振興財団						
財団法人千葉県産業振興センター	1					1
財団法人かずさディー・エヌ・エー研究所						
株式会社かずさアカデミアパーク						
財団法人千葉県観光公社	5				2	3
財団法人千葉県勝浦海中公園センター						
株式会社日本コンベンションセンター						
社団法人千葉県農業開発公社	5				2	3
千葉県漁業信用基金協会						
社団法人千葉県青果物価格補償協会						
社団法人千葉県緑化推進委員会						
財団法人千葉県漁業振興基金						
財団法人千葉県水産振興公社						
千葉県道路公社						
財団法人千葉県建設技術センター						
財団法人千葉県まちづくり公社	3		2			1
千葉県土地開発公社	5	1			1	3
千葉県レクリエーション都市開発株式会社						
財団法人千葉県下水道公社	5				2	3
千葉県住宅供給公社	7	7				
千葉都市モノレール株式会社	5		1	1		3
財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉						
財団法人千葉県文化財センター						
財団法人千葉県社会教育施設管理財団						
財団法人千葉県スポーツ振興財団						
幕張熱供給株式会社						
財団法人千葉県暴力団追放県民会議						
合 計	44	8	4	1	11	20

55
(129)

○ その他（県議会及び公安委員会・警察本部の実施状況）

1 県議会の実施状況及び開示率

（平成14年8月末現在）

	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	不存在	却下	開示率%
請求	10	7	0	0	0	3	0	
申出	129	17	48	0	0	2	62	
合計	139	24	48	0	0	5	62	100

2 公安委員会・警察本部の実施状況及び開示率

（平成14年8月末現在）

		請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	不存在	却下	開示率%
公安委員会	請求	2	0	1	0	0	1	0	
	申出	1	0	1	0	0	0	0	
	小計	3	0	2	0	0	1	0	
警察本部	請求	71	2	65	1	1	2	0	
	申出	34	5	24	2	0	3	0	
	小計	105	7	89	3	1	5	0	
合計		108	7	91	3	1	6	0	97.0

3 請求等の主な内容について

（1） 県議会

- ・ 常任委員会で使用した文書
- ・ 常任委員会会議録
- ・ 事務局事務分掌表

（2） 公安委員会及び警察本部

- ・ 懲戒処分関係文書
- ・ 事件・事故関係文書
- ・ 会計関係文書
- ・ 公安委員会会議録